

みんなのポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

A Note on Government Policy and Urban Aborigines' Life Histories in Adelaide, South Australia

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松山, 利夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004218

オーストラリア連邦と先住民アボリジニ

——アボリジニ政策と人々の生活体験に関するノート——

松 山 利 夫*

A Note on Government Policy and Urban Aborigines' Life Histories in Adelaide, South Australia

Toshio MATSUYAMA

Since the first wave of European colonization, Australian Aborigines have suffered great damage to their society and traditional culture as a result of the repressive Aboriginal policies of the government. Such policies, regardless of whether they were formulated by the colonial, state or federal government, are discussed first with regard to how they affected society as a whole during the last two centuries.

Consideration is then given to the contemporary problem of urban Aborigines. The prime source for understanding the latter's response to recent Aboriginal policies is provided by the life histories of individual Aborigine town dwellers which the author collected in Adelaide by means of personal interview. Four case studies are examined in detail to summarize the response to the common questions involved, namely:

- 1 / Why did you come and live in Adelaide?
- 2 / What do you think of Aborigines living in the Outback?
- 3 / How would you evaluate the educational programme which you received?
- 4 / What does the expression 'New Australian' mean to you?
- 5 / What is your opinion of 'multi-culturalism'?

Their responses would appear to provide indispensable information and are applied to the personal data assembled for analysis and discussion in this paper.

* 国立民族学博物館第1研究部

Key Words: : Adelaide, urban Aborigines, national Aboriginal policy, life history
キーワード: アデレード, 都市のアボリジニ, アボリジニ政策, 生活体験

- | | |
|--|--|
| I. はじめに | 3. アイデンティティの葛藤を生きた Margaret 氏
——同化政策の時代
(i) Margaret 氏の生活体験
(ii) Margaret 氏の生活の背景 |
| II. オーストラリア・アボリジニ史の概要 | 4. 新しい時代を生きた Elizabeth 氏
——多文化主義の時代
(i) Elizabeth 氏の体験
(ii) Elizabeth 氏の生活の背景 |
| 1. 植民初期 | |
| 2. 積極的隔離から同化へ | |
| 3. 同化政策の時代 | |
| 4. 同化策から多文化主義へ | |
| III. 人々の体験とアボリジニ政策 | IV. 討論——都市に生きること |
| 1. プロテクターの統制下におかれた Betty 氏
——積極的隔離から同化政策の時代
(i) Betty 氏の生活体験
(ii) Betty 氏の生活と時代背景 | 1. 都市に住むこと
2. 辺境に住む人々について
3. 学校教育
4. New Australian と多文化主義 |
| 2. リザーブから都市へ移動した Judy 氏
——同化政策の時代
(i) Judy 氏の体験
(ii) Judy 氏の生活の背景 | V. まとめ |

I. は じ め に

先住民アボリジニが、イギリス系オーストラリア人をホスト社会とする多民族国家、オーストラリア連邦の成員になったのは1967年のことである。その彼らは、1970年代中葉から主張されはじめた多文化主義のもとで、大多数を占める都市のアボリジニを中心に、80年代にはあらたな文化の創造を模索してきた。それはオーストラリア・アボリジニ史の1つの帰結なのかもしれない。彼らはイギリスからの植民者と遭遇して以来200年以上にわたって、植民地政府をはじめ州および連邦政府の政策のもとにおかれてきたのであり、それによって彼らの生活文化が失われ、あるいは大きな改変を余儀なくされてきたからである。

報告の意図 この報告ではまず、そうしたアボリジニの生活文化に大きな影響を与えた主要な政策の概要を、オーストラリア・アボリジニ史という枠組みのなかで展望する。そのうえで、ここではその時どきの政策に規定されて生きてきた人々、とりわけ都市に居住することになったアボリジニの体験を記述しようと思う。

彼らは居住地を失い、固有の言語を失くし、自らの生活文化を喪失した人々である。あるいは彼らは、都市への移動のために自民族集団からの断絶を余儀なくされた人々でもある。そうした都市のアボリジニは、貧しいヨーロッパ人労働者とかかわるところ

のない、「固有の文化をもたない人々」と周囲からも認識され、自らもそう認識してきた。それは彼らが、辺境にあって伝統指向的な生活をおくる人々に比べて、より直接的に政策のもとにさらされてきた結果とみられる。

そうした都市のアボリジニの生活体験の記述は、州および連邦政府のアボリジニ政策をアボリジニの側からあらためてみなおそうとする試みである。この試みは、都市の居住者が、それぞれの時代の政策にどのように対応してきたかを明らかにすることになるだろう。現在の多文化主義政策のもとで、彼らが都市社会に構築しようとしている文化、いわば「都市のアボリジニ文化」も、この文脈のなかで把握されるべきものと思う。

こうした試みには、多様な境遇を生きた数多くの人々の生活体験の記述と分析とが必要である。しかしここではとりあえず、南オーストラリア州の州都アデレードで面接できたうちから4人の例をとりあげ、人々の生活体験とアボリジニ政策とのかかわりを、時代をくぎる政策との対応のなかでみてみたい。それには、被面接者の発言をできるだけ忠実に再現し、ついで各種の体験をもたらした政策を記述することにした。そのうえでこの4人をはじめ、様々な経験をもつ人々との面接をとおして得た事実をもとに、彼らが模索しつつある「都市のアボリジニ文化」についても考えてみることにする。ただし、これらはいずれも試みにすぎず、これは予備的な調査報告の域であるものではない。報告のタイトルを「ノート」としたのはそのためである。

Ⅱ. オーストラリア・アボリジニ史の概要

フィリップ総督にひきいられたサプライ号がボタニー湾に到着し、シドニー・コーブにイギリスが植民地を開設したのは、1788年のことである。その後オーストラリアは1823年に流刑植民地からイギリス領植民地となり、1901年にはオーストラリア連邦を結成する。

オーストラリアが国家として発足したこの当時、この国は現在みるような多民族国家の様相をすでに示していた。たとえばイギリス議会在南オーストラリアの植民に関して、*Foundation Act* を制定し、南オーストラリアを「無住の土地」と規定した1834年の4年後、ドイツからの移民が南オーストラリアに移住する。また1841年の自由移民への囚人割当制度の廃止と50年代のゴールド・ラッシュにともなう労働力不足を背景に、シンガポールを経由して多数の中国人移民がこの大陸に流入する。さらに、この頃までに囚人を含む約5万人のアイランド人がおくりこまれ、60年代には内陸開

拓のためのラクダとともに多数のアフガン労働者の移住をみたのである [MOLONY 1988]。

これらの多様な民族のオーストラリアへの移住、とりわけ南オーストラリア植民地への受け入れに関しては、日本も無関係ではなかった。南オーストラリア植民地政府は1863年に北部特別区（現在のノーザンテリトリー）を所轄すると、76年にはこの地域の開拓のために日本人の移住を勧誘したのであった。ただし、これは西南戦争のためたち消えになった [クラーク 1978]。

1. 植民初期

こうして多民族国家として発足したオーストラリアには、いうまでもなく先住民アボリジニが含まれていた。しかし彼らは1788年の植民開始以後1901年の連邦結成までの間に、大陸の各地やタスマニアで、すでに多くの人々を失っていた。

たとえば、ボタニー湾を領域にもった Eora (Kaddigal) は、1790年に人口が3人に減少していた。あるいは、1804年に植民地となったタスマニア（1855年までタスマニアはバンディームズランドとよばれた）では、1830年当時、アボリジニ人口は約500人たらずになっていた [MOLONY 1988]。それから60年ほどたった1888年、タスマニア人最後の女性トルカニニが死亡し、純血のタスマニア人は滅亡した。

そうしたなかで、タスマニアを除く各植民地政府（1850年代に各植民地に自治権が付与される）は開拓地に小規模な居留地を設け、アボリジニの保護と隔離をすすめることになる。しかし、狩猟採集民である彼らにとって、それは生計を維持するに足らなかった。その一方で入植者の土地不足から、その居留地はほどなく閉鎖され、ヨーロッパからの入植者に売却またはリースされる。たとえば南オーストラリア植民地では、1860年に設置された42のリザーブのうち35は、時をおかずに入植者にリースされた [SCHWAB 1991]。

2. 積極的隔離から同化へ

この一連の動きを背景に、1850年代から60年代にかけて、キリスト教会各派は各地にミッションの建設をはじめた。これら初期のミッションは、アボリジニを定住させ保護すると同時に従来の狩猟採集にもとづく生活や社会組織の放棄を要求し、彼らにキリスト教の価値観を植えつけることを目的とした [GALE 1972: 45]。これが白人との間の抗争を避けるという意味でアボリジニの「保護者」であり得たのは、ほぼ20世紀初めごろまでのこととみられる。その当時、一般的な白人のアボリジニ観は、彼ら

は自然に白人社会に同化するだろうというものであった。

このアボリジニ観を公式に否定したのが、1911年に制定された *Aborigines Act* である。すべてのアボリジニとアボリジニの出自をもつすべての人を対象としたこの法律は、彼らの自然な同化という考え方を否定する。そのうえで、従来のミッシェンの経験にもとづいて、アボリジニをリザーブに積極的に隔離することとなった。

そのための行政機関として、南オーストラリア州政府には *Aboriginal Department* が設置される。その機関の長チーフ・プロテクターには、この法律にもとづいて21歳未満（後に18歳未満）のアボリジニの法的後見人となる権限が与えられた。これによってチーフ・プロテクターは、彼らのリザーブからの移動を制限し、彼らの個人的な財産を管理するなど、個々のアボリジニに対して強い権限をもつにいたった。

さらに1918年には *Commonwealth Aboriginal Ordinance* が制定される。これによってプロテクターは、英語の読み書きと算数を主とするヨーロッパ型の教育を施すために、アボリジニの子供を親もとからひきはなし、特定機関に収容する権限をもった。

3. 同化政策の時代

1930年代になるとアボリジニ（ここでは純血の人々のこと）はリザーブに保護し、パート・アボリジニ（混血アボリジニのこと）は極端に賃金の安い労働者として白人社会に吸収し、積極的に同化すべきだとする考え方が一般化してくる¹⁾。そして1939年、さきの *Aborigines Act 1911* が改正される。この改正によって、アボリジニは混血の度合にかかわらずなく、個々人の生活や知性の水準、同化の程度をもとにアボリジニに課せられた法的義務——リザーブでの居住、酒の保有と消費の禁止、アボリジニ女性が白人男性と交際することの禁止など——を免除する規定がもりこまれた。これに適合した者は「以前のアボリジニ」とされたのである [PIERSON 1982: 190-191]。

そうした同化策をより一層強化したのが、1951年に連邦政府によって採用された同化政策である。この政策は、すべてのアボリジニとパート・アボリジニは、他のすべてのオーストラリア人と同じ生活様式にしたがい、他の人々と同様の権利と責任をもつことを規定した。それゆえにこの同化策は、オーストラリアの大衆にとって、アボリジニのアイデンティティを否定する法的な根拠となったのである [CREAMER 1988: 47]。

1) エルキン¹⁾は、この時代のアボリジニ政策を検討したうえで、近い将来、アボリジニに関する統一的な政策を策定し、かつ彼らに市民権を与えるための具体的な提言をおこなっていた [ELKIN 1944]。

こうした同化策が採用された1950年前後のころ、オーストラリアは北・南ヨーロッパなどからの大量の移民を受け入れる。それがいわゆる New Australian とよばれる人々を生み出すことになった。この New Australian の形成は、プロテクターの管理下で、リザーブやミッションに生活してきたアボリジニを都市へ移動させる1つの要因となった。

ゲールによると [GALE 1972: 34], 当時の移民は十分な英語会話能力をもたないにもかかわらず、都市社会に吸収されていった。これに対してアボリジニはつぎのように考えていたという。「これらの移民が都市で仕事を得ることができ家をもてるのなら、なぜ我われ古いオーストラリア人がそれをできないのか」。こうした考え方が強くなり、それが誘因の1つとなってアボリジニは都市へ移動しはじめたのだという。あるいはまた、これよりまえの第二次大戦の勃発による都市部での労働力不足も、アボリジニを都市に導く大きな要因となった。

1950年代に本格化するアボリジニの都市移動には、当時のオーストラリアにおける周辺地域の経済や労働市場の変化——農場での機械化の進展と単純労働者の雇用機会の減少、農村から都市への一般的な人口移動の影響など——や、リザーブやミッションにおける外婚制の維持の困難さ [GALE and WUNDERSITZ 1982: 45], 同化策にもと

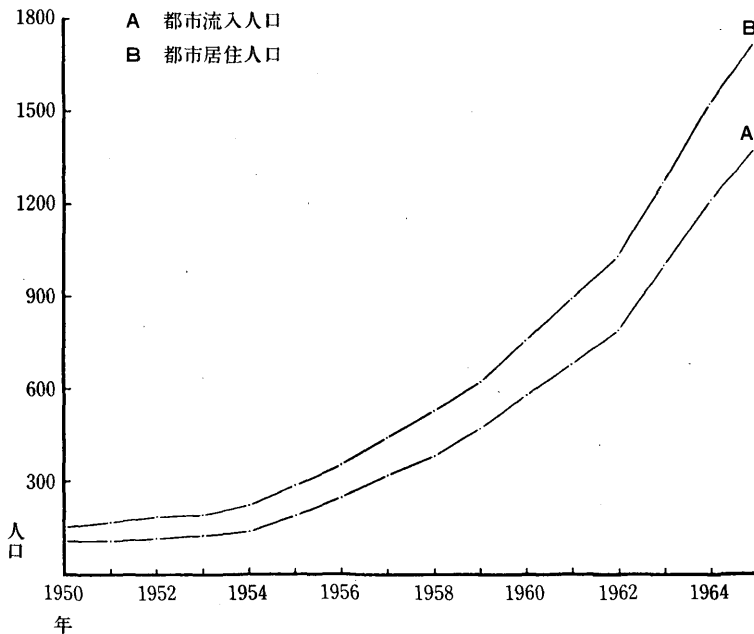


図1 アデレードのアボリジニ人口 [GALE 1972: 72]

づいた州政府によるリザーブから一般社会への流入の促進 [GALE 1972: 72] をはじめ、病気の治療を目的とするものなど多数の要因が複合的にからんでいたとみられる²⁾。

その結果、都市に居住するアボリジニ人口は、図に例示したアデレードのように急速に増加した。その彼らの生活は、後にエッカーマン [ECKERMANN 1977] やラントン [LANGTON 1981], クリーマー [CREAMER 1988: 47] らが反省をこめて指摘するように、貧しい白人と変らないとする「固有の文化をもたない人々」とみられた。あるいは彼らは文化を喪失し、それを補うべきものをもたない人々とみられたのである。

4. 同化策から多文化主義へ

そのアボリジニは、一時的であるにせよ、都市の労働市場で一定の地位を占めた。その一方で、辺境のアボリジニ人口も急速な回復をみせていた。この事実、同化策を採用した当時の認識——アボリジニはいずれ消滅する——をくつがえすことになり、連邦政府は1962年に Aboriginal Affairs Act の制定にふみきる。この法律はアボリジニが全体社会の一部を構成することを認め、その彼らの同化の促進をうたったものであった。

この法律によって、かつての Aborigines Act 1911 に規定された数々の制限——チーフ・プロテクターがアボリジニ子弟の法的後見人となる権限、リザーブでの居住の義務、およびアルコールの保有と消費に関する制限など——や、Aborigines Act 1939 に定められた特定の条件を満たしたアボリジニの法的義務免除の規定など、差別的な規制を解除することになった。こうして Aboriginal Affairs Act は、アボリジニ史の1つの時代をくぎるものとなった。しかし、その主旨はなお「同化の促進を援助する」ことにあったのである。

このころ連邦および州政府は、アボリジニ社会への住宅や医療などに関する援助を継続しておこなう一方、平等主義的な考えにもとづく法律、たとえばアボリジニの土

2) 1966年当時におけるアボリジニのアデレードへの移動要因として、ゲールはつぎの8つをあげている [GALE 1972: 86-89]。

- ①親族関係にもとづくもの：すでに都市に居住する親族をたよって移動。これは全体の30%を占め最大。
- ②格別の理由をもたないもの：明確な理由をもたないが、都市での新しい生活を期待して移動。
- ③仕事を求めてきたもの。
- ④教育上の理由：リザーブでは当初は初等教育のみ。
- ⑤病気の治療：特殊な、または長期の治療を必要とするため。
- ⑥法律違反者：アデレードに送還され禁固刑を受けた者。
- ⑦養育施設に収容されたり、里子として都市に移動した子供。
- ⑧スポーツ・クラブへの加入を目的にしたもの：若者が中心だが、ごく少数。

地に関する権利を最初に認めた南オーストラリア州における土地信託法 (Aboriginal Land Trust Act 1966)、アボリジニの公共の場所への参加に効果をもたらした差別禁止法 (Prohibition of Discrimination Act 1966) などを制定する。

その後、連邦政府のアボリジニ政策は、同化策から同化を否定する1965年の統合政策をへて、1972年にはSelf-Determination 政策へと変化していった。この Self-Determination 政策は、オーストラリア国民としてのアボリジニが、いわゆるアボリジニ問題を含めて、自ら解決策を選択するよう奨励したもので、政府はその選択について積極的に援助するとしたものであった。

連邦政府の政策としてこれが採用された頃、いわゆるアボリジニ問題については、Self-Determination Approach が台頭する。心情的に社会問題とうけとられる事柄を記述・分析し、彼らがもつと推測される利害を精力的にサポートしようとするこの方法は、アボリジニのために彼らの国家レベルでの統合ないし組織化の必要性を強調する [THIELE 1984]。こうして72年ごろに Pan-National Aboriginality の概念が創出される。これはオーストラリア社会におけるアボリジニの地位をめぐる政策に、大きな影響を与えることになった [JONES and HILL-BURNETT 1982: 219]。

その意味で注目される Self-Determination 政策が採用された後の1975年、モリスによると [MORRIS 1988: 67]、Commonwealth Committee on Community Relations は多文化主義について、ほぼつぎのような主旨の報告をおこなった。

多文化主義は何よりもまず、オーストラリア社会を構成するすべての人々と機関がもつ寛容性ならびにその文化的な差異への期待にもとづくものであり、各々のエスニック・グループが通常の意味での文化的・社会的な組織や機関の設置——たとえばメディアやクラブ、コミュニティ組織などの設置——を可能にするものである。そしてこの政策が最終的にめざすところは、利己的プログラムの過度の強調を排したうえで、民族の多面的な結合である。

これは1966年における再度の大量移民の受け入れと、73年の当時の移民大臣による民族差別の否定に関する発言を背景にして公表された。そして大局的にはこの多文化主義政策が、アボリジニのいわゆる文化復興運動を促進させることになった。それは多文化主義のもとで、他のエスニック・グループからアボリジニを区別する政治的な必要性に端を発していた。

すでに1967年の国民投票によってオーストラリア国民であることが確認されたものの、アボリジニに関しては土地権に代表されるような固有の問題がなお数多く残されていた。それゆえにアボリジニを他のエスニック・グループから区別する政治的必要

性があったのである。それは連邦政府部内に設けられていたアボリジニ局が、72年に省に格上げされたことからもうかがうことができる。そしてその必要性は同時に、誰がアボリジニかをあらためて問いなおすことになった。このアボリジニの認定をめぐることは、公式には自己認識、アボリジニの出自をもつこと、コミュニティがアボリジニであることを承認することのいずれかによっておこなわれる。

それは個々のアボリジニにとって「私は誰なのか」という自己確認を要求することになる。そのことが都市の居住者をはじめとするアボリジニに自らの祖先を探索させ、過去の文化を思いおこさせ、ドリーミング（トーテム）がもった象徴性を回復させるといった影響をもたらした [MORRIS 1988: 73]。それを契機の1つとして、彼らはあらたな文化創造の運動を展開するのである。

これに対して一般のオーストラリア社会には、1980年代中葉以後、これまでとは異なるアボリジニ観が生れてくる。それがいわゆるホワイト・バックラッシュである。これはアボリジニへの政府援助のあり方に関する世論調査において、援助はほぼ適正ないし不充分とする者が1976年には75%であったのに対し、1990年にはこれが37%に減少したことなどに反映される現象である [Goor and ROUSE 1991]。近年のオーストラリア社会におけるアボリジニ社会へのネガティブな意見の増加を、この現象は暗示するのであろうか。

Ⅲ. 人々の体験とアボリジニ政策

イギリスの植民以後におけるアボリジニ史は、ほぼこうした4つの時期に区分できる。そのうちここでは、植民初期を除く時代を都市に生きた人々の生活体験を記述し、そのなかから時どきの政策をとらえてみたい。事例にはアデレードで面接できた人々のうち、4人のいわゆる混血のアボリジニ女性をとりあげる。それは、トライバルな社会を離れた人々のアイデンティティが、身体的特徴や文化的特徴ではなく、個人的な歴史の連続性にもとづいているとされるからである [COWLISHAW 1987]。

なお、ここで対象とする話者がすべて女性であるのは、インフォーマントとの間の仲介してくれたのが女性であったことの結果である。またインフォーマントのプライバシー保護のため、氏名は仮名に、職業は現実にはほぼ対応するとみられる職種におきかえた。

1. プロテクターの統制下におかれた Betty 氏——積極的隔離から同化政策の時代

Betty 氏は1920年ごろノーザンテリトリーのボロローラ Borroloola に生れ、1910年代の積極的な隔離の時代から50年代にかけての同化政策の時代を生きた現在73歳前後の人である。彼女は1930年代から40年代までと、46年から現在までノーザンテリトリーの州都ダーウィンに居住してきた。その間に9人の子供を育てる。現在は老齢年金で生活している。彼女との面接は、55歳になる長女をたずねてアデレードへきた際におこなった。

(i) Betty 氏の生活体験

私の母はフル・ブラッドで、母のトライバル言語は Yanula (Janjula)、父はヨーロッパ人でした。生年は知りませんが、1928年ごろ8歳でダーウィンのドミトリーに送られたというから1920年ごろの生れです。誕生日は自分でオーストラリア・デーに決めました。生れた場所はボロローラです。その頃、ハーフ・カースト（混血アボリジニのこと）の子供は、ドミトリーに入れられ、英語の読み書きを教えられ、白人の日常生活を学ぶことになっていました。

そのせいかどうか、きっとそのせいだと思いますが、母は私を連れてボロローラから逃げたことがありました。何日も何日も歩いて、木のないスピニフィックス（乾燥地に生える数種の草本の総称）ばかりのところへ行ったことがありました。クィンズランド州境に近いところだったかもしれません。ディリー・バッグ（編み袋）か何かをもっていました水がなく、木に傷をつけて幹から出る水を飲んだことを覚えています。

そんなことがあってから後のある日、チーフ・プロテクターがきて、私を親もとから連れさりました。その時、母に「英語の読み書き、会話を学んだら家に帰す」といいましたが、それきり私は母に会っていません。

ボロローラからダーウィンへは馬と鉄道を乗りついでいきました。一緒にいったのはほんのわずかの人だったと思います。

ダーウィンに着くと、トラックでドミトリーへ送られました。そこでの生活は外の社会から完全に隔離されていて、私たちは外で何がおこっているのか全く知りませんでした。ドミトリーでの生活は条件が悪く、食べるものも衣類も充分ではありません。それに当時、ここに入れられた子供はシラミがつかないようにといって、男の子も女

の子もぼうず頭にされていました。けれど私たちはお互いに連帯感をもっていたので、孤独感はありませんでした。

このドミトリーには14歳ごろまでいました。14歳になったとき、チーフ・プロテクターは私にナースィングの仕事をくれました。その仕事は入院しているアボリジニの女性の世話一切をすることで、薬を飲ませたりもしました。この仕事はきつくて、朝6時にはじまり2時まで働いて昼食、そして4時から7時まで再び仕事でした。

その頃の私の給与は週当たり30シリングでした。でもそれを直接うけとることはなく、すべて政府のアボリジナル・トラスト・ファンドに入れました。お金がいるときにはマネー・オーダーすると、チーフ・プロテクターが2ポンドとか5ポンドとかの証書をくれました。2ポンドだと映画をみて、ちょっとしたアメなどの買い物ことができました。5ポンドだとドレスを買ったりしました。この頃、チーフ・プロテクターはアボリジニの家庭のなかや生活のスタイル、仕事まですべてのことをコントロールしていました。

このホーム（ドミトリーのことを彼女は1回だけホームと表現した）では、パート1・2・3、それからグレード1・2・3の教育をうけました。英語の読み書きや会話はこれでなんとかなりました。

ナースィングの仕事を6年間やったあと、仕事をやめて結婚しました。夫は西オーストラリア州のブルームからダーウィンにきたハーフ・カーストで、私は結婚まえに夫との間に2人の子供を生んでいました。1937年と1938年です。

結婚するとすぐ夫は軍隊に入隊しました。私と2人の子供は戦争がはじまると、夫のステップ・マザーを頼ってブリスベンに疎開しました。

ブリスベンではダーウィンから疎開してきた6家族が1つ家に住みました。というのもブリスベンはダーウィンより都会で、そこでの生活がこわかったからです。1942年にダーウィンが爆撃されたと聞いてからは、たくさんの人たちが疎開してきました。当時は夫の送金と子供の養育保険で生活しました。

1946年に私たちはダーウィンにもどり、軍隊が南へ帰っていったあとのアーミー・キャンプ、いまのスチュアート・パークに住みました。そこにはたくさんのアボリジニが暮らしていて、当時はブラック・キャンプとよばれたところ（図2）。

軍隊をやめた夫は戦争で破壊されたアボリジニ集落の建設工事の仕事を得的ので、私たちは仕事場に近いダーウィンの対岸に移りました。けれど不便なところなので、ほどなくしてダーウィンのララキアにもどりました。夫は酒飲みでよく酒に酔っていました。私はこの頃からしばらく、政府のアボリジニ関係の仕事につきました。

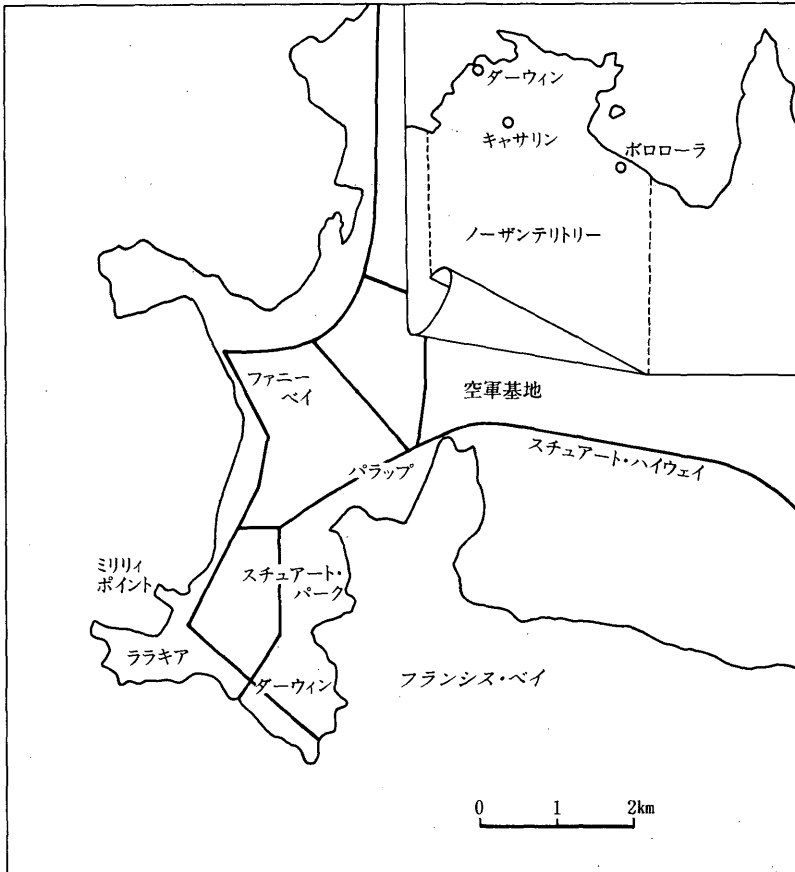


図2 ダーウィンとその近郊

そして1973年にファニー・ベイの借家に移りましたが、74年にサイクロン・トレシーがきたとき、夫は家の下敷になって死んでしまいました。私たちの間には、生れてすぐなくなった男の子を合せて7男3女がありました。このサイクロンの保障金が入ったので、そのお金で1975年にファニー・ベイに家を買いました。

その間、私は9人の子供を育てるのに大変でした。貧しい暮らしのなかで夜11時になってもまだ、あした子供が学校へ着ていく服を洗濯したりしていたものでした。その子供たちは今、みんな結婚して独立しています。そのうちの長女がアデレードに住んでいるので、会いにきたところです。

私はドミトリーに入って文明化しましたが、すべてをブッシュにおいてきてしまいました。ずっと白人社会のなかに育ったので、母のトライバルな言語 Yanula は

話せません。Yanula が話せる最後の女性がつい先日なくなったと聞きました。私たちの言葉を完全に話し、理解できる人はもういないと思います。

(ii) Betty 氏の生活と時代背景

Betty 氏が幼少期から青年期をすごしたのは、積極的な隔離から同化政策の時代にかけてである。その彼女は1920年ごろ、Yanula の母とヨーロッパ人の父との間に生れた。この当時は、北オーストラリアにおける最初のパストラル・ブームのあとに相当する。彼女は父の職業については何も語っていないが、彼はおそらくこの地に進出した牧牛者の1人であったと思われる。

その Betty 氏は8歳のころ、チーフ・プロテクターによって「ドミトリー」に収容される。1928年ごろのことである。当時はすでに Aborigines Act 1911 が施行されており、彼女が生れたボロローラを含む北部特別区は、1911年から連邦政府が所轄していた。したがって彼女は、この法律につづく1918年の Commonwealth Aboriginal Ordinance の規制をうけて「ドミトリー」に収容されたのである。

彼女が「ドミトリー」とよんでいるのは、ダーウィン・アボリジナル・コンパウンドである。政府が運営したこの組織は、幼児期をすぎたアボリジニの子供を収容することで彼らをトライバルな社会から保護・隔離し、同化させることを目的に、ダーウィン郊外のミリリィ・ポイントに1910年ごろ開設された。ここには1914年以来、グレード3までの教育をおこなう学校が開設されていた。そこに収容され13~14歳に成長した少女は、ダーウィンの一般家庭への家事労働力のプールとなったのである [CUMMINGS 1990: 17-20]。

こうして積極的な隔離の時代に少女期をすごした Betty 氏は、1934年とみられる14歳のころ、チーフ・プロテクターの斡旋で、ナースィングの仕事につくことになる。当時は彼女が語るように、1911年の Aborigines Act のもとで、アボリジニの生活はチーフ・プロテクターの完全な統制のもとにおかれたのであった。

そして1940年ごろ、彼女は20歳前後で混血のアボリジニ男性と結婚する。その少しまえの1937年、ダーウィンには現在地にオーストラリア空軍の基地が設けられ、つづいていまのスチュアート・パークに陸軍の駐屯地が建設される。その当時の軍隊は人員が不足していた。そのためもあって、アボリジニ出身にもかかわらず、彼女の夫は容易に入隊できたのであろう。

その後、日本軍によるダーウィン爆撃をはさんで2人の子供とともにブリスベンに疎開していた彼女は、1946年に再びダーウィンにもどり、やがてファニー・ベイの民

間の借家に生活する。そのころ Betty 氏は、一時期、政府のアボリジニ関係の仕事についていた。これは1939年にダーウィンに設置された、Native Affairs Branch に関連したものだったと思われる。

その頃からダーウィンでは、混血のアボリジニを中心に市民権の要求が高まりはじめる。これと相前後するように、1951年に連邦政府によって同化政策が採用された。

この同化策にもとづいて、1953年には Welfare Act が施行される。それによって社会福祉に関するアボリジニと非アボリジニの区別が廃止されると、ノーザンテリトリーでは州立学校でアボリジニの子弟を受け入れはじめる。彼女が深夜になっても学校へ着ていく子供の服を洗濯していたと話すのは、このころにあたる。少なくとも彼女の長子は、16歳に成長していた。

そして1974年のサイクロン・トレシーで夫を失ったあと、彼女はフェニー・ベイに住宅を購入し、現在は年金生活を送っている。

こうして Betty 氏は、母が生活したトライバルな社会の文化とその言語を完全に喪失した都市のアボリジニとして生きてきた。それにもかかわらず、彼女は生地ボロローラにいまも愛着をもち、「私は海岸近くに生れたので、私のドリーミングはサメとソテツです」と語る。

2. リザーブから都市へ移動した Judy 氏——同化政策の時代

Judy 氏は、ポイント・マックレイ Point McLeay に、1941年に生れる。ポイント・マックレイは当初ミッションとして、マーレー川河口のアレキサンドリア湖にのぞむナールング半島に、1859年に設立された。その後このミッションは、1914年に南オーストラリア州政府の管轄に移り、リザーブの1つとして現在にいたっている。

そのリザーブに生れた Judy 氏は、同化政策が採用された直後の1955年に、アデレードの Girls High School に進学した。それから約40年間、彼女は南オーストラリアの州都アデレードに居住してきた。その間に Judy 氏は4人の子供を育てた。現在はアデレード郊外のポート・アデレード市に設置された、Ngurunderi Council の託児所部門で給食係として働いている。

(i) Judy 氏の体験

私は1941年にポイント・マックレイに生まれました。母は Kaurna で、父は Ngarrindjeri です。父方の祖父は Ngarrindjeri ですが、祖母は南オーストラリア州のサウス・イーストからきた人です。彼女のトライバル名は知りません。母方の祖母は Kaur-

na です。両親の生年は知りませんが、母は20年前に、父は6年前に亡くなりました。両親はともにポイント・マックレイに埋葬しました（図3）。

私は両親と4人の兄弟、それに1人の姉と一緒にこのリザーブで育ちました。14歳になるまでここに住み、1955年にハイスクールに入学するため、1人でアデレードへでました。入学したのは Girls High School です。これは政府の Education Department が設立した学校で、ここに3年間かよいました。寄宿したのは Girls Home です。この宿舎は Aboriginal Protection Board と深いつながりをもっていた、確かユニテッド教会だったと思いますが、その教会が運営していました。

3年でハイスクールをおえると、Protection Board の斡旋で、赤坊の病気をみる

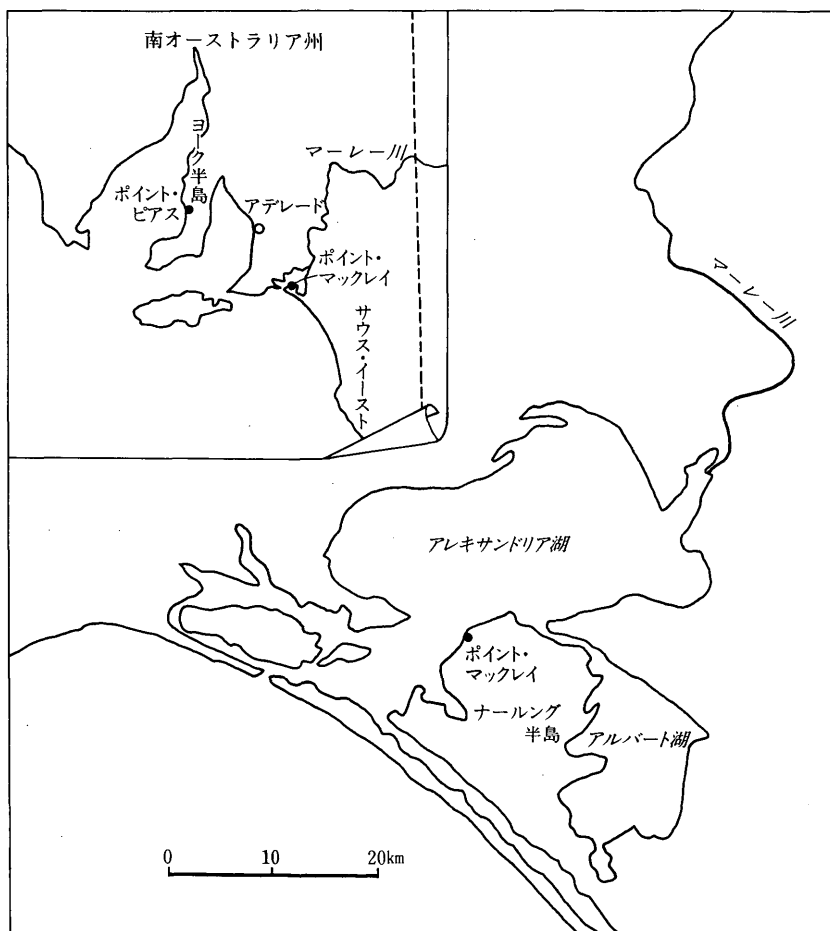


図3 ポイント・マックレイ・リザーブ

Baby's Hospital に就職しました。この仕事は自分で選びました。仕事をさがしているうちにナースィングに興味をもったからです。住いはこの病院のなかにありました。ここで2年間働いたあと、大きな病院に移りました。仕事はまえと同じナースィングで、そこでも病院の一角に住みましたが、この仕事は大変で1年でやめました。

それから後、1961年から64年までの4年間は、電話局の交換手になりました。この時は自分の住む家をさがさねばならず、アデレードにきていたポイント・マックレイ出身の叔母の家に住みました。叔母の家族は夫婦と6人の子供でした。この家には、訪問者がしばしばありました。

彼らはほとんどがポイント・マックレイからでてきた人で、仕事が見つかるまでの3〜4カ月間この家にとどまっていました。当時は「免除」資格をもたないアボリジニは、ホテルやモテルには泊れなかったからです。

訪問者はほとんどが家族と一緒にでした。ですからこの家にはたくさんの人が集まりました。そのころ彼らはアデレードへでてくると、仕事を斡旋してもらうために Protection Board に登録しました。当時(1960-64年ごろ)の仕事は、各種の工場労働者や鉄道関係がおもなものでしたが、働きさきはけっこうあったように思います。

私は交換手の仕事を始めたときに夫と知りあい、1961年に20歳で結婚しました。夫の父はヨーロッパ人だったので、彼はすでに「免除」資格をうけていました。私は結婚を機に「免除」申請をして資格をとりました。けれどそれから6年後に国民投票があって、私たちは再びアボリジニにもどってしまいました。

その後しばらくは仕事につかなかったのですが、1976年から、私はアデレードに居住するアボリジニのコミュニティの仕事をはじめました。これは政府機関の1つで、アボリジニの薬物問題、アルコール問題、女性をめぐる家庭内暴力の問題などを扱うものでした。問題をかかえる人たちとの面接や、その解決方法を考えるミーティングなどは、週に2回、夜にやりました。

私はこの仕事を12年間つづけました。そして、1988年にこのカウンスルが設置されたので、ここの託児所部門で子供の給食をつくる仕事につきました。託児所にくるのは両親が働いていたり、離婚した家庭の子供だったり、母親が長い病気だったり、事故にあった親の子供だったりです。子供たちはスクールバスで9時にきて、3時半に帰ります。

私は夫との間に4人の娘と息子1人を生みましたが、息子は生れてすぐ亡くなりました。だから子供は女ばかり4人です。うえの2人はヨーロッパ人と結婚しています。3番めはニューサウスウェールズ州出身のアボリジニと、4番めはアデレード生

れのアボリジニと結婚しています。3番めのほかは、皆アデレードに住んでいます。

私の兄弟は兄2人と弟です。ほかに姉ともう1人兄がいましたが、2人とも去年病気で亡くなりました。長兄は65歳になりますが、独身でアデレードに住んでいます。次兄はポイント・ピラス出身のハーフ・カースト（混血アボリジニ）の女性と結婚し、アデレード郊外のウッドビルに住んで5人の子供を育てました。ポイント・ピラスはヨーク半島にあるリザーブです。弟は内縁の妻との間に2人の子供がいます。彼もアデレードに住んでいます。兄弟は近くにいますが、電話で話すことがあるくらいで、いききはほとんどありません。

私はときどきポイント・マックレイへいきます。そこは私の生れたところですし、両親を埋葬したところでもあるからです。私たちポイント・マックレイの出身者にとって、そこは私たちのホームです。

アデレードにはいろんなところの出身者がいますが、彼らは私たちポイント・マックレイの出身者とは違っています。彼らはよくピクトリア広場に座りこんでいますが、その多くは貧しくて失業保険などのお金をもらおうと、全部アルコールや薬物に使ってしまっています。それがいまの大きな問題です。

(ii) Judy 氏の生活の背景

Judy 氏が生れたポイント・マックレイは、この地域のアボリジニにはラウカン *Raukkan* とよばれている。現在このリザーブが位置するクーロング半島は、ジェンキンによると [JENKIN 1979: 11, 26, 83], すでに1843年からヨーロッパ人牧羊者によって占拠されていた。その一角に、リザーブの前身のミッションが、プロテスタントの教会によって1859年に建設された。

ここの居住者はほとんどが Ngarrindjeri で、彼らはマーレー川河口の湖沼地帯に居住してきたアボリジニとその混血の子孫である。Judy 氏はその Ngarrindjeri の父と、アデレード平原を領域にもった Kurna の母との間に生れた³⁾。

このリザーブで英語の読み書きを教えられた彼女は、ハイスクールに進学するため、1955年に単身アデレードへでる。当時は、連邦政府が同化政策を公式に採用した1951年の直後にあたる。しかし1911年に制定され、1939年に改正された *Aborigines Act* がなお効力をもっていた。したがって、この法律にもとづいて南オーストラリア州政府

3) Ngarrindjeri はごく単純な外婚規制しかもたなかったが [JENKIN 1979: 18], その彼らは歴史的に Kurna とは通婚しなかった。それは両者が属する言語グループが違うことや、成人儀礼における割礼の有無など、文化的に大きな差異があったためであった。この2つのグループが通婚するようになったのは、19世紀末以後のことである [CLARKE 1991]。

に設置された **Aboriginal Protection Board** は、個々のアボリジニの生活に強い影響力をもっていた。そのため **Judy** 氏が卒業後にナースィングの仕事につくには、この機関の斡旋が必要だった。

それは彼女が叔母の家で出会った人々のように、リザーブからアデレードへでできた人たちにも適用された。彼らは仕事をさがすために、まずこの **Protection Board** に登録することになった。さらにまた、彼女が結婚をまえに、すでに述べたアボリジニに固有の法的義務の免除を申請したのも、この法律にもとづいていた。

しかし、この「免除」制度をはじめ、アボリジニに課せられた数かずの差別的な法的規制は、彼女が結婚した翌年の1962年、**Aboriginal Affairs Act** の制定によって廃止される。その意味で **Judy** 氏は、1911年以来の **Aborigines Act** の規制をうけた最後の世代となった。

その後1976年から88年まで、彼女はアデレードに暮らすアボリジニのコミュニティの仕事に従事する。これは1972年に設立された **Aboriginal Health Unit** であろう。この機関はアデレードに居住する多数のアボリジニ家庭を定期的に訪問し、彼らがかかえる問題にアドバイスを与えるもので、アボリジニの健康に関する中心的な機関であった。

そして1988年から彼女は、ポート・アデレード市の **Ngurunderi Council** の託児所部門に給食係として勤務する。このカウンスルはポート・アデレード市を中心に、ウッドビル市とエンフィルド市（いずれもアデレード郊外）のアボリジナル・コミュニティを対象に、政府の援助を得て1988年に設置された。ここには、生後6カ月から2歳までの子供に幼児教育を施す託児所部門のほか、3つの部門が設けられている。それらは女性の健康管理のためのサービス部門と、公教育から脱落した11歳から16歳までの子供を中心に会議の運営やスポーツ関連事業の計画と実施などを教える青少年部門、それに失業者のための十分な医療の確保を目的にした医療部門である。

現在9人のアボリジニ・スタッフとともにこのカウンスルに勤める **Judy** 氏は、約40年の間アデレードに居住してきた。その彼女は生地のリザーブ、ポイント・マックレイを「私たちのホーム」とよぶ。そこに愛着をもつものの、彼女は「小さいときから英語を教えられた」ため、「父や祖父の言語 **Ngarrindjeri** はほとんど話せない」という。

ところで、**Judy** 氏は1976年から現在まで、アボリジナル・コミュニティの仕事にたずさわってきた。しかし、アデレード市とその郊外を含めて、この地域にはアボリジニが集住する地区という意味でのコミュニティは存在しない。**Judy** 氏が勤務する

Ngurunderi Council の所長 Johnny 氏はこれについてつぎのように説明する。「アボリジニ以外の人にはわかりにくいだろうが、広域アデレードに分散的に居住するアボリジニは相互に密接な関係を維持しており、その関係によって保たれている社会を我われはコミュニティとよんでいる」。

3. アイデンティティの葛藤を生きた Margaret 氏——同化政策の時代

Margaret 氏は5男2女の次女として、1934年に南オーストラリア州ウエスト・コーストの地方町セドゥーナ Ceduna に生れる。1940年ごろ、彼女は家族とともに同じ地方の町ミニッパ Minnipa へ移る。しかし父は失業し、翌年の41年に一家でアデレードへでる。ここでは市内各地を点々と移動したあと、48年にポート・アデレード市に移った。そして1951年、Margaret 氏はハイスクールを卒業するとすぐ、ポーランドからの移民と結婚する。

その年、夫が鉄道関係の仕事を得ると、夫婦はマーレー川下流部の地方町タイレム・ベンド Tailem Bend に移る。そして彼女の一家がアデレードにもどったあとの64年、夫は5男5女を残して病死した。そのため彼女はアボリジナル・コミュニティの仕事につきながら10人の子供を養育することとなった。その子供たちもいまは結婚して独立している。現在 Margaret 氏は郊外のシートン Seaton に居住し、アデレード市内にあるアボリジニ伝統文化の保存と普及を目的にした機関、タンダニヤ Tandanya にパート・タイムで勤務する。

この間彼女は、両親の庇護のもとにあった幼少期から結婚を経て夫が死亡するまで、ルーテル教会派の価値観にしたがって生きてきた。しかし、夫が他界したあと、彼女はアボリジニとして生きる道を選択する。

(i) Margaret 氏の生活体験

私は1934年にセドゥーナで生まれました。父は1898年生れ、母は1901年生れで、父方の祖母は Wilangu, 母方の祖母は Kokata です。両親の父はともに白人です。

私の両親は別べつにクーニッパ・ミッション Koonibba Mission に送られたそうです。そのとき母は10歳だったそうですが、父が何歳だったかは知りません。

このクーニッパ・ミッションは Evangelical Lutheran Church が建設(1898年)したもので、両親はそこの Children's Domitory に収容されました。両親が結婚したのもこのミッションです。私の長兄と次兄それに姉は、このクーニッパ・ミッションで生まれました。長兄は1921年、次兄は24年、姉は26年の生れです。

姉が生れると両親たちはクーニッパ・ミッションをでて、ミッションに近いウエスト・コーストの地方町セドゥーナに移りました。この町で3番めと4番めの兄、それに私と2人の弟が生れました。でも4番めの兄は生れてすぐに亡くなったそうです。3番めの兄は1929年、2人の弟は1934年と38年に生れました。

セドゥーナにいたころ、父はいろんな仕事についたそうです。セドゥーナだけでなく、ミニッパやキャンクッタ Kyancutta, ワーランボー Warramboe の方まででかけて農場を拓く白人農夫のために藪を伐りひらいたり、鉄道でも働いたそうです。そのかたわら、両親はクーニッパ・ミッションをよく訪問していました。小さかった私も母につれられてミッションへいったのをおぼえています(図4-1)。やがて私たちは

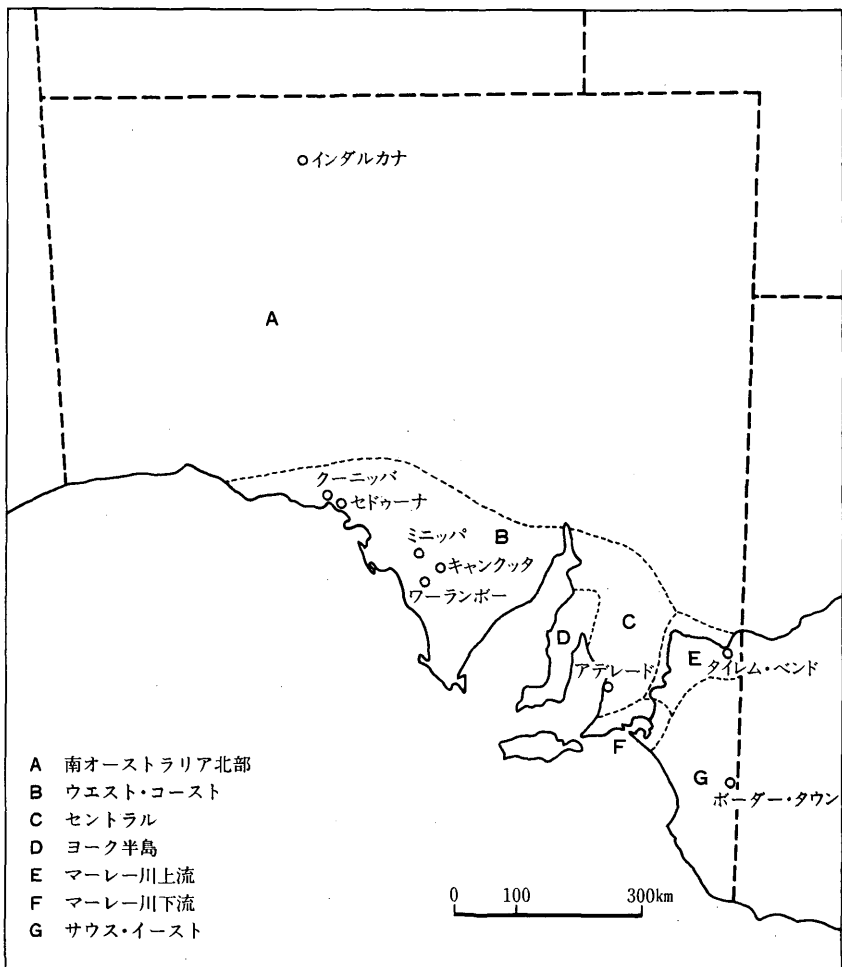


図4-1 南オーストラリア州の地域区分と関連する地名

ミニッパへ移りますが、父は失業してしまい、私が7歳になったころ、一家でアデレードへでることになりました。

アデレードでは最初にマイル・エンド Mile End の、それからグットウッド Goodwood の知人の家に滞在してから、ウエスト・テラス West Terrace の借家に住みました（図4-2）。私がスチュアート通りにあった小学校へかよったのはこのころです。

当時の生活は楽しかった。アデレードにはたくさんのアボリジニが集っていましたし、皆お互いに助けあって生活していました。日曜日にはルーテル教会でアボリジニだけの集りをひらいたりしていました。差別は何も感じませんでした。通りでは白人

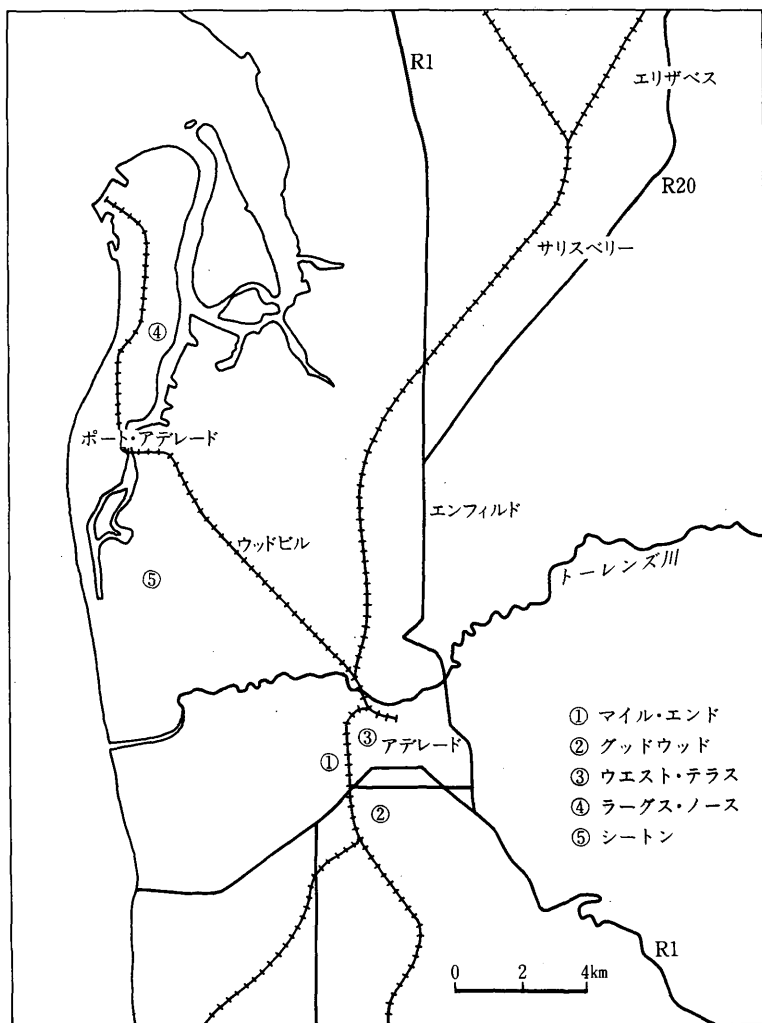


図4-2 アデレードとその近郊

の子供ともよく一緒に遊んだものでした。

ウェスト・テラスの私たちの家は、いろんなところからやってきたアボリジニでいつも一杯でした。彼らはウェスト・コーストをはじめポイント・ピアスとポイント・マックレイの2つのミッション（当時はリザーブ）、それにノーザンテリトリーなどからきた人でした。この頃は「免除」資格のないアボリジニは、ホテルやモテルには泊れなかったからです。皆はベッドも衣類も食べ物も分けあい、ときにはお金さえ融通しあいました。

私の両親は祖母の言語 Wilangu や Kokata を話せたのに、親族や友人がたずねてきたとき以外は、その言葉を全く話さなかった。アボリジニの文化について、両親は知っていたはずなのに、私たちには何も話さず、いつも英語で話し、白人のように生活するよう私たち兄弟姉妹にいいかせていました。自分がどう行動すべきかとか、トラブルをさけるようにとか、両親にはいつもやかましくいわれていました。その理由については、当時の私は何も知らなかった。両親も何も説明しませんでした。私たちは喫煙もアルコールを飲むことも両親に厳しく禁じられ、ルーテル教会派のクリスチャンとして育てられました。

このころ父は43歳になっていましたが、失業したままで、酒をよく飲むようになりました。そのころは教会からの援助金と政府の失業保険金で生活していました。戦争がはじまったころ、父は自分を失い、アルコールとギャンブルにあげくれて、社会保障金を全部つぎこんでしまいました。それで私たち一家は、ウェスト・テラスの家に住めなくなったのです。

ギャンブルは当時のアデレードのアボリジニの家庭ではどこでもやっていました。男たちは朝から集ってテーブルに毛布をかけ、トランプのギャンブルをやっていました。皆あちこちと仕事をさがしまわったのですが、うまくいっても汚れ仕事しかありません。でも、それがアデレードでお金を得る唯一の方法でした。

それよりまえ、戦争がはじまると、あるアボリジニがきて、兄を陸軍のリクルーティング・オフィスへつれていきました。兄は陸軍に入隊したがっていました。そのころの軍隊は人員が不足していて、読み書きができなくてもアボリジニを入隊させたのです。でも母は反対でした。私は、兄はアボリジニだから入隊できないだろうと思っていました。ところが、数日ほどたってから兄は制服を着てもどってきました。それをみた母はひどく機嫌が悪かった。兄のような兵隊はノーザンテリトリーに配属されたようです。当時はダーウィンが爆撃された直後で、事態は深刻でした。

そのころ父は失業したままで、家の主人は女性でした。家をきりもりしたのは女性

で、だから男性よりもひろい世界と交渉をもちました。子供を学校へやることでその父兄と知りあい、買い物にいき、ガスや電気、家賃の支払いなど、毎日のこまごまとしたことをとおして広い社会とかかわったからです。

当時は軍隊にいった兄から母あてにお金を送ってきていました。私はこの兄が大好きでした。母より好きでした。母はいつもとても厳しかった。家に残った2人の兄と姉はアデレードで働いていました。私も学校からもどると、何かと働きました。皆でこうして家をたすけました。

そのころ私たちは自分はいかに行動するかをいつも考えていましたし、母は「白人と一緒にのときは何かをたずねられるまでむやみに話すな」と私たちに教えていました。やがて私は自分は誰なのかを疑うようになっていました。私はひどくおこりっぽくなっていました。他人のさしずをうけずに自分で生きていこうと考えて、14歳のときに酒は飲まないと決心しました。酒は自分をだめにすると思ったからです。

私がこの決心をしたころ、母はどうやってお金を貯めたのか今でもわかりませんが、そのおかげで私たちは戦後、ポート・アデレード市のラークス・ノース **Largs North** へ移ることができました。政府の **Housing Trust** が建てた家です。この家から私はハイスクールにかよいました。

この **Housing Trust** の家では、親族や友人と一緒に生活することが禁止されていました。あまりにたくさんの人が集って住むからだというのがその理由でした。でも海岸に近かった私の家はオープン・ハウスみたいで、アボリジニの若者もオーストラリア人も、ポーランド人も黒人もジャマイカ人も、たくさんの人が集っていました。

ポーランド人、ジャマイカ人などは新しい移民です。私たちは彼らを **New Australian** とよびました。皆で集ってギターをひいたり、ラジオでヨーロッパの音楽をきいたりうたったりしました。毎日がパーティーみたいでした。

そんなとき、私は夫と出会いました。夫はポーランド人です。ハイスクールを卒業するとすぐ、17歳でこの人と結婚しました。1951年です。結婚して私はオーストラリア人になりましたが、夫は白人なのに **Naturalise** されないままでした。

このとき彼は鉄道の仕事を得たので、私たち夫婦はラークス・ノースからタイレム・ベンドへ移りました。ここで私は4人の子供を生みました。男の子2人と女の子2人です。タイレム・ベンドはポイント・マックレイに近くて人種主義の強いところでした。たくさんのアボリジニがポイント・マックレイからこの地方町にきていましたが、差別のきついいところでした。夫はここで何人かの白人の友人をもちましたが、彼らは私のまえでさえ「なんでお前はアボリジニの女なんかと結婚したんだ」とよくい

っていました。でもヨーロッパ人はそんな差別はしません。彼らはたくさんのアボリジニと結婚しています。そのヨーロッパ人に私たちアボリジニのことを話すと「まるでナチス時代だ」といって驚いていました。

私が18歳のとき、1952年に兄は朝鮮戦争から帰ってきました。その日、私たちは何人かの白人も一緒に兄の帰還パーティをラッグス・ノースの家でひらきました。するとパトカーがやってきて、集っていた人たちを逮捕しました。理由は私たちの家に白人を入れたからでした。

鉄道で働いていた夫は、自分で料理することが多かったこともあって、料理が上手でした。やがて夫はアデレード市内で料理人の職をみつけ、私たちは再びアデレードに移りました。その後、夫は Nephry という石油会社に勤めましたが、30歳で1964年に病気がもとで亡くなりました。いい人でした。私は夫が亡くなるまでの間にもう6人の子供を生んでいました。子供は全部で10人です。うえから男、女、男、それから4人の女の子、そして3人の男の子です。

夫はたくさんの子供を残して亡くなりました。私は10人の子供を世話し、育てるのに大変でしたが、とにかく生きぬきました。

結婚してから夫が亡くなるまで、私はアボリジニのコミュニティとはほとんど交わらなかった。けれど、夫を失ってからはアボリジニのコミュニティに組みこまれることになりました。子供の世話をしながら、外にでて働いたからです。いろんなところで働きました。たとえば Housing Trust のアボリジニ部門やアボリジニのアルコール問題をあつかうところです。そこでは4年働きました。その他、ポート・アデレード市のコミュニティでは、新しくアデレードへでてきた人に病院の場所、そこへいくバスの乗り場やバスの経路を教えたり、アデレードでの生活を助ける仕事をしました。

その間に私はアボリジニの歴史と文化、それに各州でのアボリジニの状況など、たくさんを知りました。アボリジニのコミュニティ・カレッジへもいき、私たちのことをいろいろ勉強しました。けれど、いつでしたか、2〜3年前にノーザンテリトリー州境に近い中央砂漠のアボリジニのコミュニティ、インダルカナ Indulkana を訪ねることがありました。正直にいつてこのときはカルチャー・ショックをうけました。私はそれまでに伝統文化のなかで生活する人々には会ったことがなかったからです。でも、夫を亡くしてからの勉強が、いまの仕事に役立っていると思います。

私には6人の兄弟姉妹があります。そのうち、兄弟3人はアボリジニと結婚していますが、彼女たちは1/8か1/16か、もっとかもしれません。見ためはほとんど白人と同じで、ただアボリジニ出身というだけです。でも彼女らはアボリジニであるという

ことを自覚しています。姉はヨーロッパ人と結婚しています。

私の10人の子供のうち4人はユーゴスラビア人と結婚しています。あとの子供たちも皆アボリジニ以外と結婚しています。ギリシャ人やオーストラリア白人の男性や女性です。私にはたくさんの孫がいますが、なかには白人と区別がつかない子もいますし、多少とも色の黒い子もいます。いずれにしても両親はその子たちにアボリジニであること、アボリジニであることに誇りをもつように教え育てています。

私がここで仕事をするようになって、伝統的な生活をしている人たちともつきあいができました。そしてその生活についても、多くのことを学びました。私たちは白人社会に組み込まれていても、伝統文化はアボリジニとして生きていくために大切なものだと思います。でも私自身は、彼らがいう *Spirituality* については何も知りません。

(ii) Margaret 氏の生活の背景

地方町セドゥーナに生れた Margaret 氏は、同化策の時代を生きた人である。彼女はこの地方町に生れると、7歳で家族とともにアデレードに移住した。

彼女たちがとりあえず落ちついたさきはマイル・エンドであり、グットウッドであった。このマイル・エンドは、一家が後に移りすむポート・アデレードと同様、比較的アボリジニが数多く居住する地区である。その混住率は、ポート・アデレードの場合で36%ほどであった [KILLINGTON 1973: 54]。

この一家がウエスト・テラスの民間の借家を経て移ったラークス・ノースの住宅は、彼女が語るように Housing Trust が建設したものである。正式には South Australian Housing Trust とよぶこの機関は、1936年の同名の法律の制定をうけて、1937年1月に発足した。設立の初期、この機関は安価な住宅の賃貸や販売をおこなうが、1942年に Landlord and Tenant (Control of Rents) Act が制定されると、安価な住宅をポート・アデレードをはじめアデレード郊外の各地に大量に建設しはじめる [GALE 1972: 117-118]。

しかし、この施策は必ずしもアボリジニだけを対象にしたものではなかった。広域アデレードに居住するアボリジニのために、積極的な住宅の援助が開始されるのは、1962年の Aboriginal Affairs Act 以後のことである。この法律によって南オーストラリア州政府に設置された Department of Aboriginal Affairs は1964年からアボリジニのための住宅を Housing Trust から購入し、それを安い値段で彼らに賃貸する事業をはじめたのである。それは1950年代からの多数のアボリジニの都市移住に対応したものであった。

その一方で、1950年前後には大量の移民がオーストラリアに流入する。彼らもまた都市に吸収されて、New Australian とよばれるようになる。Margaret 氏はその1人であったポーランド人と1951年に結婚した。しかし、この結婚によってもポーランド人である彼女の夫は、市民権を得ることができなかった。それは1948年の Australian Citizenship Act にもられた規定のためである。

この法律は市民権を得ることができる者を、つぎのように定めている。オーストラリア生れであるか、外国で生れた者にあつてはオーストラリア人の両親をもつこと。または3年以上オーストラリアに居住した者で十分な英語能力をもち、市民権にともなう義務と責任をよく理解し、生涯にわたってオーストラリアに居住する意志をもつ者。

移住の直後であった Margaret 氏の夫は、この規定のどれにも該当しなかった。他方、彼女はこの結婚を機に「オーストラリア人」になっている。これはすでにくりかえしのべたように、Aborigines Act 1939 の「免除」規定の適用を受けた結果であった。また、兄が朝鮮戦争から帰還した夜に逮捕者がでたのは、「免除」資格をもたないアボリジニと、「免除」されたアボリジニおよび白人が1つの家に集ってパーティーをひらいたからである。Aborigines Act は、「免除」資格者がそれをもたないアボリジニと接触することを禁止していた。当時、Margaret 氏の両親は「免除」申請をしていなかった。彼らがそれをおこなったのは、1962年の Aboriginal Affairs Act が制定される直前のことであった。

そして Margaret 氏は、1964に夫を亡くする。そのとき13歳であった長子以下10人の子供を養育するため、彼女はこの年から Department of Aboriginal Affairs がはじめたアボリジニへの住宅供給事業に関連した仕事など、アボリジナル・コミュニティにかかわる数多くの仕事についていた。

その間、Margaret 氏はアボリジナル・コミュニティー・カレッジにもかよう。このカレッジは、十分な教育をうける機会のなかった成人アボリジニを対象にするトレーニング・センターで、1973年にポート・アデレードに開設された。ここで彼女は、おそらく初めて系統的に、アボリジニの伝統文化について知ることになった。現在このカレッジには文化コースとビジネス・コース、技術コースの3つが設置され、また南オーストラリア州北部に居住する人々の言語、たとえばピジャンチャチャラ Pitjantjatjara 語などの講座を随時ひらいてきた。

こうして Margaret 氏は10人の子供をかかえて「とにかく生きぬいてきた」のである。その彼女は、両親の庇護のもとにおかれた幼少時代から結婚を経て、夫が亡くな

るまではルーテル教会派の教えにしたがったクリスチャンとして生きてきた。「夫と結婚生活をはじめてから、アボリジニのコミュニティとはほとんど交わらなかった」とも、「アイデンティティといえば、ルーテル教会派の教えかもしれません」とも彼女は語る。

しかし、夫の死後、彼女は生きぬくために、アボリジニのコミュニティに組みこまれていく。その期間は1960年代なかごろからの30年ほどで、彼女の人生の後の半分を占める。それはAborigines Actが廃止され、数かずの平等主義的な法律が施行された時代である。彼女は、具体的には何も触れていないが、この時代の社会保障制度のもので、未亡人年金や子供の養育保険などのお金も得ていたものと思われる。

こうして Margaret 氏は30年ほどをアボリジニとして生き、孫たちにもアボリジニとして生きることをすすめている。それは彼女にとって、アイデンティティの葛藤の歴史でもあった。

しかしその葛藤は解消されたわけではない。それは彼女が、「私はアボリジニの Spirituality については何も知らない」と話していることに反映されている。都市に長く居住してきたアボリジニにあっても、自らがアボリジニであることを、親から子供へと受けつがれてきた血と Spirituality に求めている。この Spirituality は、たとえば地理的に遠く離れていても、親族の誕生や死を知ることができるような能力をさす。それは彼らの個性と文化的なアイデンティティの神秘的な側面をなし、他の民族にはないものとして、アボリジニが強調するものである [SCHWAB 1991]。それについて Margaret 氏は「何も知らない」と語っているのである。

4. 新しい時代を生きる Elizabeth 氏——多文化主義の時代

Elizabeth 氏は、1963年ダーウィンに生れる。彼女が小学校に入学したあとの1974年、ダーウィンはサイクロン・トレーシーの直撃を受け、一家は難民としてブリスベンに移る。ここで4年ほどをすごした彼女たちは、1978年ごろアデレードへでる。Elizabeth 氏はここでハイスクールを終える。

そして祖母の住むダーウィンにもどった1981年、彼女は18歳でアリス・スプリングス生れの白人男性と結婚する。夫はペンテコステ派の人で、彼にしたがって西オーストラリア州のブルーム Broome と、ホールズ・クリーク Hall's Creek に移り住む。

その後、彼女は家族とともにアデレードへで、カレッジへ進学して Bachelor of Arts を取得する。卒業後はキャサリン Katherine でのアボリジナル・コミュニティの仕事を経て、現在はアデレード市内にある州立図書館のアボリジニ・サービス部門に

勤務する。

(i) Elizabeth 氏の体験

私は1963年にダーウィンで生まれました。私の父方の祖父は Lalakia 出身、祖母は西オーストラリア州のブルームからきた人ですが、彼女のトライブは知りません。母方の祖母はボロローラ出身の Yanula で、祖父は Wandaman です。両親はハーフ・カースト（混血アボリジニ）です。

私はダーウィンで成長しました。あるとき、叔父がブルームから私たちをたずねてダーウィンにきたことがありました。けれども彼も両親も自分たちの言葉や文化については、何も話してくれなかった。あとで解ったのですが、そのころはアボリジニ自身がアボリジニの文化をいいとは誰も考えていなかったからです。

私が小学校に入学したあとの1974年に、サイクローン・トレーシーがダーウィンを直撃し、市の90%が破壊されました。祖父はこのとき家の下敷きになって亡くなりました。その少し前に両親は離婚し、私たち姉妹3人と母とは祖父母の家に同居していました。

サイクローンではたくさんの死者やけが人がでました。私たち家族は家も着る物もなくしてしまい、難民としてブリスベンへいくことになりました。人々は長い列をつくって順番に予防注射をうけ、伝染病の検査をうけたあと、アンセット航空に乗せられてブリスベンへ送られました。

ブリスベンでは赤十字の援助で古着をもらい、昔の兵舎だったアーミー・バラックに収容されました。けれど赤十字にもらった物のほかは、何もありませんでした。

ここには4年ほどいたと思います。そのあと私たちはアデレードに移りました。ここで母は病院に勤め、私はハイスクールに入学しました。このアデレードでは、そのまえにしばらく住んだブリスベンでもそうですが、人々の私に対する態度や接触のしかたがダーウィンとは違っていたのを覚えています。買い物にいても、何をするのにも人より余計にまたされました。

ハイスクールをおえると、私たちはダーウィンにもどり、郊外のパラップ Palap に住みました。1981年です。その頃のダーウィンには中国人やフィリッピン人、アボリジニや日本人、イタリア人がたくさんいました。きっとそのせいだと思いますが、ここでは私は他の人たちと違うあつかいをうけたことはありません。

そのころの私は、祖父や祖母の文化については何も知らなかった。祖母は小さいときにトライバルな社会をでているし、両親は私が小さいときに離婚していました。そ

のうえ母は英語しか話しませんでした。

ハイスクールを卒業してダーウィンにもどった私は、州政府のアボリジニ関係の仕事について2年間働きました。このとき夫と出会って結婚しました。18歳のときです。夫はアリス・スプリングス生れの白人で、ペンテコステ派の人でした。

私が長女を出産したのは1982年です。その翌年、夫がペンテコステ派のための仕事をするのだというので、私たちはブルームに移りました。ここには4年住みました。その間に次女ができました。1984年です。夫は昼は教会の仕事をし、夜は役場の夜警をしていました。当時の私は2人の子供の世話をするだけの毎日でした。

そして1987年に、夫の都合でホールズ・クリークへ移りました(図5)。ここで私はアボリジニ医療センターの受け付けの仕事を得ました。そのころ私は仕事をしながら、アボリジニはそれ以外の人と何が違うのか、私たちには何がおこっているのかを考えていました。受け付けの仕事は単純で、何のポリシー也没有せん。ただ人に挨拶し、郵便を仕分けるだけです。

当時、夫は聖書の勉強のためにアデレードへでたがっていましたし、私も自分自身の文化や歴史を知るべきだと考えていたので、アデレードへいって第3段階レベルの

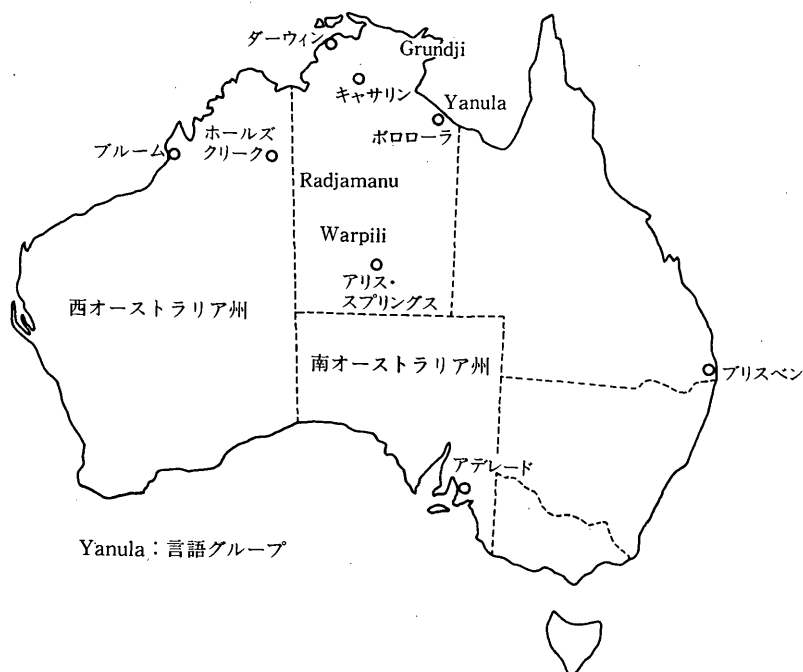


図5 おもな地名と言語グループ

教育を受けるにはいい機会だと思いました。自分たちの歴史と文化を知り、アボリジニのためになる仕事をするには、アデレードへでてカレッジに入るべきだと考えました。このころ、この地方にはたくさん的人类学者がきて、いろんな写真を撮り記録をつくっていました。けれど私は自分のことを何も知らず、誰も教えてくれません。

私がアデレードからダーウィンにもどったのは1981年でしたが、そのとき1人のフィリピン人のパール・ダイバーと知り合いになりました。彼はハーフ・カーストが多く集るパラップに住み、Lalakia 出身の母をもっていました。その彼も Lalakia のことについては何も知りませんでした。

私が家族とともにホールズ・クリークから再びアデレードへでたのは1988年です。私はアボリジニの文化や言葉については何も知らなかったので、カレッジではオーストラリア民族誌のコースをとりました。この勉強をとおして、私はアボリジニ文化の豊かさ、貴さを知るとともにアボリジニの文化に誇りを感じ、自分自身が誰であるかを知ることができました。その頃はとっても幸せな時代でした。勉強したのは3年間で、アボリジニに関する福祉問題で B. A. をとり、1990年にコースを修了しました。

それまでの3年間、私は学校へいき、子供を育てながらタンダニアや南オーストラリア州立博物館などでアルバイトをしました。ちょうどその頃、州立博物館でアボリジニのドリーミングの特別展をやっていたので、この展示の解説員のアルバイトもしました。夫は昼は聖書の勉強にかよい、夜はスーパー・マーケットの夜警をして働いていました。

カレッジを卒業したとき、私はノーザンテリトリーの地方町キャサリンで、アボリジニのための州政府の仕事をえました。これは1年契約でしたが、私たち家族はキャサリンへ移りました。この仕事は、アボリジニの親たちのネットワークを支援する事業や、学生や生徒をもつアボリジニの親を支援する事業などです。そのほかアボリジナル・コミュニティの雇用促進事業にもつきました。これらの仕事のために、12カ月のうち10カ月間、私は中央砂漠に暮らす Radjamanu, Warpili やアーネムランドの Grundji, カーペンタリア湾に近い Yanula などのトライバルな社会をいくつも訪問しました。自分でトラックを運転して彼らのコミュニティへいき、女性を対象にして手紙の書き方を教えたり、彼女たちが何を望み、何をしたいかをたずね、そのためには政府のどの部門にどう交渉したらよいかなどを話しあい、教えました。

この仕事をとおして、私はいろんな文化をもつ人たちと接触し、その文化について現地で実際に学ぶことができました。私がこの仕事をしている間、夫は家事一切をやってくれました。ふつうの家庭の男と女が入れかわったみたいな生活です。同時に彼

は家でギターを教えたり、パーティーにでかけていってギターを演奏したりしてアルバイトをしていました。

州立図書館のアボリジニ・サービス部門で職員を募集しているのを知ったのは、この仕事をしていたときです。新聞で見ました。こんないい仕事はないと思って、さっそく応募しました。Yanula のコミュニティにいる時、電話で面接があって私は採用されました。応募者は全部で5人だったそうです。

ここの仕事はとてもいい仕事です。でも政府のアボリジニ政策の担当者は、都市に住む人たちと辺境の人たちとの違いについては何も知らないと思います。この2つの人々のための政策は別べつにあるべきだと思います。それに実際、北の辺境に住む人と南の都市に住む人とのアボリジニ同志の交流も非常にむずかしい。私はそう思います。でもこの仕事についてアボリジニの人々の力になれば、いまはとっても幸せです。

私自身は都市も辺境のコミュニティも、正直に言ってあまり好きではありません。それぞれに良いところも悪いところもあります。私はできればブッシュのなかでキャンプ・ファイアーをたいて、自然の中で家族と一緒にすごせたらなと思っています。それが私にとっての理想の場所。これが私のドリーミングかな。

(ii) Elizabeth 氏の生活の背景

ダーウィンに生れた Elizabeth 氏がものごころついた1970年代初め、彼女によると、アボリジニは自らがアボリジニであることに誇りをもてなかったという。それは1950年代から60年代なかばまで継続された同化政策と、その後の統合政策によって、アボリジニであることを否定されつづけたことの結果であった。そのころ、アボリジニの諸要求に道を開こうとする Self-Determination 政策が連邦政府によって採用されるが、それはまだ彼らの間に浸透していなかった。

その一方で、アデレードのような大都市をはじめ地方町においても、都市のアボリジニは固有の文化をもたない低所得労働者層とみられていた [ECKERMANN 1977: 296-297]。このような認識をアボリジニ以外の人々にもたらしたのは、1軒の家に多数の人が居住し——最も多い場合で40人が一緒に住んだことが記録されている——、大量の食物を一度に買い入れ短時日で消費してしまい、つぎの社会保障金の支給日までにはパンとマーガリンだけでつなぐといったこと、および母親が子供にはほとんどしつけをしないとしたことなどであった [KILLINGTON 1971: 10-13]。

そうした状況のなかでブリスベン、アデレード、ダーウィン、そして西オーストラリア州の2つの地方町へと移り住んだ Elizabeth 氏は、やがて自己と自民族文化、あ

るいはアボリジニであることの意味を考えはじめる。その動機は、これらの町や都市での経験だけでなく、彼女にとって他者であるはずの人類学者がアボリジニを知ろうとしているのに反し、自らはそれについて何も知らないことにも求められた。

これらがカレッジへの進学を決意させ、彼女を再びアデレードへと導いた。このカレッジで Elizabeth 氏は、アボリジニ民族誌を専攻する。それは彼女に文化的アイデンティティの獲得をもたらした。

カレッジを卒業すると、彼女はノーザンテリトリーの地方町キャサリンで、子供をもつアボリジニの親たちの支援や、彼らのコミュニティにおける雇用促進事業にたずさわる。Elizabeth 氏にとってこの仕事は、アボリジニである彼女がアボリジニを支援するための最初の実践であった。彼女が担ったのは、1980年代後半から本格化する州政府の事業である。たとえば雇用促進事業は、1977年に連邦政府の *Aboriginal Employment Development Policy* のもとでノーザンテリトリーの辺境のコミュニティを対象に開始された。

この雇用促進事業はコミュニティ居住者の失業保険金を一括してプールし、コミュニティ発展のための事業をおこし、コミュニティ・メンバーをその事業に雇用して、彼らの現金収入をサポートするものである [CDEP WORKING PARTY REPORT 1990]。それは現在、狩猟・漁撈活動などといった伝統指向的な経済活動に支障をきたすなど、あらたな問題を生みだしてきている [ARTHUR 1991]。しかし、ともかく彼女はこの事業にもたずさわり、アボリジニのための仕事を実践する。

こうしてトライバルな社会と都市社会の両方を知ることになった彼女は、政府のアボリジニ政策が *Self-Determination* 政策にもとづく汎アボリジニ主義にまだによっていることを批判する。その彼女の話しぶりには、自己を超えてアボリジニを知ろうとする姿勢がみられるのであり、それ故に彼女は都市からもトライバル社会からも距離を保とうとしているかのようである。その彼女は「キャンプ・ファイアーをたいて、自然の中で家族と一緒に暮らしたい」といい、それが「私のドリーミングかな」という。Elizabeth 氏にとって、伝統社会がもったドリーミングの宗教性は、もはや大きな意味をもたなくなっているのである。

IV. 討論——都市に生きること

オーストラリア連邦という国家の枠組みのなかで、都市のアボリジニはその時どきの政策に規定されて人生をおくってきた。しかし、面接調査によって得られたこれら

の資料は、被面接者の選択と事例の少なさのために、都市に住むアボリジニ社会を代表しているとはいえない。この限界をいくらかでも克服するために、ここでは面接で知り得た事柄、および1950年代の同化政策以後におけるいくつかの報告から抽出される基本的な事項のあわせて5つについて、人々の意見を検討することにした。

その5つの項目は①都市に住むこと、②辺境に住む人々に関するもの、③学校教育、④New Australian の評価、⑤現在の政策としての多文化主義についてである。

1. 都市に住むこと

広域アデレードに居住するアボリジニは、1981年センサスでは総人口の3.6%を占める。その当時、彼らの居住家屋は図のような分布を示しており、一般的にみてアデレード市北郊のサリスベリー Salisvury 市にはヨーク半島および南オーストラリア州北部の出身者が多く、ポート・アデレード市ではポイント・マックレーやマーレー川中・下流域からの移住者が多い。ゲールらによると [GALE and WUNDERSITZ 1982: 102], 1975年からの5年間にポート・アデレードに移住した人々の6割強が、この地に親族をもっていたという。

しかし、上述した事例からも推察されるように、現在の広域アデレードに居住するアボリジニ人口の約半数はこの地に生れた人々からなり [南オーストラリア州立博物館の P. Clark 氏の教示による]、彼らと従前からの在住者はともに「人」を意味するウェスト・コースト地方の言葉で自らを Nunga(s) とよんでいる。

そうした人々のなかで、ハイスクールを卒業して以来30年以上にわたってアデレードに居住してきた1941年生れの Marry 氏は、都市に暮らすことをつぎのように説明する。「ここには仕事があり、家があり、家族がいるからです。家族といっても白人がというような核家族ではなくて、叔母や叔父の家族、イトコの家族を含めた大きなファミリーです。このファミリーは同郷の出身者との間に深いつながりをもっています。私の場合ならそれはポイント・ピアスです。それが私たちの都市での生活の精神的な支えです。けれど、現代化した私たちは伝統社会の神話や儀礼については全く何も知りません。スピードの早い忙しい都市の社会に対応して生きていくのに精一杯だからです」。

アデレードに居住するアボリジニが同郷の出身者と強いつながりをもつことは、さきの Judy 氏の発言にも認められたように、人々の存在感と深くかかわってきた。これは従来の研究でも指摘されてきたことで、たとえばキリントンは1970年のポート・アデレードでの面接調査において、当時30歳と17歳であった男性のつぎのような意見

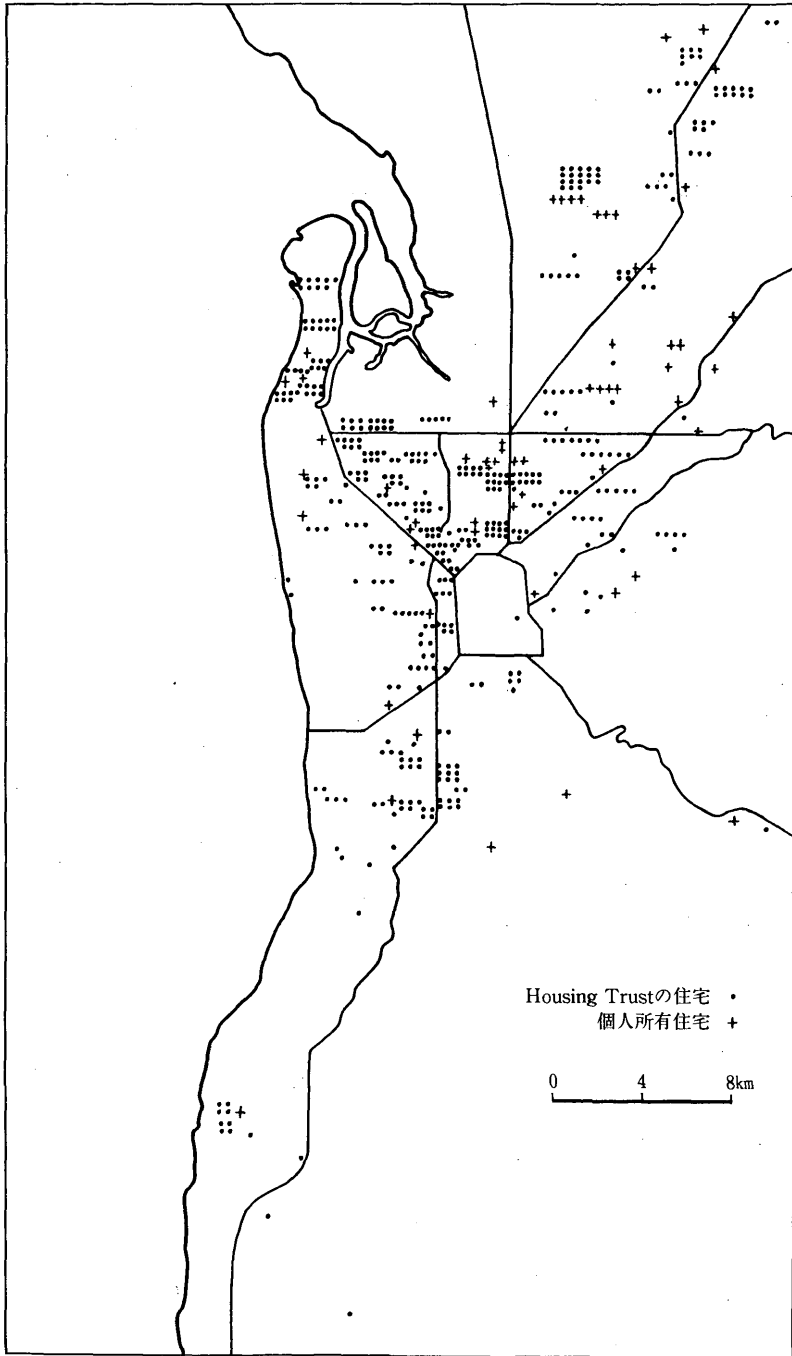


図6 アデレードに居住するアボリジニの住宅分布 [GALE and WUNDERSITZ 1982: 54]

を紹介している。

「同じリザーブの出身者は相互に Stick-up しており、その状態は多くの人々からうらやましがられ、ときには嫉妬される」とか、「これまでずっと都会人として生活してきたが、自分をリザーブにアイデンティファイしたい」といった例である [KILLINGTON 1971: 14-20]。

それは彼らのアイデンティティが、親族関係を媒介にして確認可能な出身地を基礎にもつことを明らかにする。都市のアボリジニにとって、それはそのまま自らがどのトライブの系譜につながる人であるかを明確にする。無論、その確認の手続きは、父系出自を基本とした伝統社会とは異っている。白人との混血の子孫である前出の Betty 氏や Magaret 氏のように、それは多くの場合アボリジニである母方の系譜をたどることになる。こうした事情の故に、上述した面接においても、彼女らは祖父母との関係を確認したり、出身地を明らかにしたうえで、それぞれの生活体験を語りはじめたのである。

しかしこのことは、都市に住むアボリジニ自身に、ポイント・マックレー出身者とかウエスト・コースト出身者といったような出身地にもとづいた人の区別、ないし認識をもたらすことになる。そうした彼らアボリジニ相互の認識に関する基本概念を論じたシュワブは [SCHWAB 1991: 81-82]、認識の中核をなすのは家族とその血縁の親族であり、特定のミッションやリザーブといった出身地を同じくするそれ以外の親族であると述べる。そしてこの認識が、しばしばトライバルな識別と対応することを明らかにしている。そして、その彼らの認識の最外縁に位置するのは、Unknown Person とよばれる人々であるという。

したがってアデレードへの新しい移住者にとって、この社会は強い閉鎖性をもつことになる。それがもっとも顕著に作用するのは、南オーストラリア州北部をはじめとする伝統指向型のトライバルな社会からの移住者であり、遠隔地や他州からの移住者に対してである。アデレードに居住する彼らの数も、同じ出身地の人も少ないうえに、しばしば彼らの態度やしぐさを包含したものとしての言葉、服装などがアデレード在住者と異なる。何よりも認識の中核をなす親族は、移住してきた家族以外にないことが多いからである。

ただしこの認識のカテゴリーは、不変ではない。Unknown Person が人々の認知を得るには長い年月が必要だとはいえ——それに 8 年を要した例がある——、移住者たちもいずれは認知された人々の地位を獲得することが知られている [SCHWAB 1991: 81-82]。

その彼らは、都市に住むアボリジニの現状についてつぎのようにいう。たとえばアデレードで30年をすごしたサウス・イースト出身の51歳になる女性は「いまの若者は完全に文化をなくしてしまった。彼らは同じトライブの出身者同志でも平気で結婚したりする。彼らをリザーブに連れて行って再教育すべきだ」という。伝統社会がもった外婚規制は、現代の都市ではもはや全く意味をもたなくなった。あるいは1941年生れの別の女性は「いまのアデレードのアボリジニは、私たちとちがってアボリジニ同志の連帯もなく、子供にもほとんどしつけをしない」と語る。

1950年代以後、ヨーロッパ人との結婚がすすむなかで、彼らはいまこうしてまずアボリジニであろうとする。それはいわゆる白人社会の彼らへの対応に対する、現実的な不満や批判となって表出する。

その1つの例として、さきに紹介したポート・アデレード市の Ngurunderi Council の建設をめぐる地域住民の反応がある。カウンシルの建設が決定するとこの地域の住民は、多数のアボリジニが集り、酒をのみ、治安が悪くなり、土地の価格が下がるということを理由に、カウンシル建設に反対したという。これはキリスト教会の援助と裁判によって解決したが、都市社会はこの種の現実的な問題をいくつか抱えているとみられる。

そうした事実への人々の不満は、つぎのような発言に集約されるのかもしれない。「我われはオーストラリアのために鉄道や道路の建設に従事したし、軍隊に入って国を守りもした。それなのに政府もオーストラリア人もこのことを何も評価しない。それを獲得するためにも我われは連帯しなければならない」。これは、「スピードの早い忙しい都市の社会に対応して生きていくのに精一杯です」と話した、さきの Marry 氏の意見である。

2. 辺境に住む人々について

アデレードに在住する多くのアボリジニは、辺境に住む人々を、伝統文化の確かな保持者だととらえている。その彼らにとって自らの出身地である南部諸地域、とりわけかつてのミッションは、辺境には含まれない。

たとえば、Ngarrindjeri を主としたポイント・マックレイの場合、ミッションとして運営が開始された当初から、その資金調達のために彼らは果樹を栽培し、刈り取ったウールの水洗いに従事し、コーラス・グループを結成して公演をおこなうなど [JENKIN 1979]、狩猟採集とは無縁な経済活動を継続してきたからである。それ故にこのミッションは、1840年代においてさえ、外部からはすでに「辺境の単なるスラム

にすぎず」、「他と識別できるような文化をもはや保持していなかった」とみられていた [INGLIS 1964: 115-116]。

現在、アデレードに住む人々にとっての辺境は、南オーストラリア州北部やノーザンテリトリーである。その南オーストラリア州北部に1967年に建設されたアボリジナル・コミュニティ、インダルカナを訪問した Margaret 氏は、上述した面接において、伝統文化を保持する人々の生活にカルチャー・ショックをうけたと語る。また、ノーザンテリトリーのトライバルなコミュニティを数多く訪問した Elizabeth 氏は、北の辺境に住む人々と南の都市居住者との交流は非常に困難だと話している。

この2人の意見は、彼女らがアボリジニのなかに異った世界の存在をみ、都市と辺境の間に文化的距離を感じていることを明らかにする。それはアデレード在住者がもつ辺境のアボリジニ観の1つである。これに対して都市居住者のなかには、自らを辺境の文化的な脈絡のなかにおこうとする例がある。それは多くのアデレード在住者が出身地に自己をアイデンティファイすることへの対応ともとれる行為であり、それ自体1つの辺境のアボリジニ観とみられるものである。

西オーストラリア州出身で、アデレード北部のサリスベリー市に住む Jack 氏の生き方が、その例となる。10数年間にわたって広域アデレードに居住してきた30歳代後半の Jack 氏はつぎのようにいう。「アデレードへきてからは、コミュニティ・カレッジのピチャンチャチャ語の講座にでたこともある。むづかしくてモノにならなかったが。それを機会に長老と知り合いになれば、伝統文化を教えてもらった。クインズランド州であったダンス・フェスティバルではボディ・ペインティングをして皆と一緒ににおどったこともある。私は夕陽からも、風からも、雲やオームの鳴き声からもメッセージを受けとることができる。たとえばオームがそばへきて鳴いたりすると、それは知人か親族の誰かが私をたずねてくることの予兆だ」。

西オーストラリア州出身の Jack 氏は、こうして南オーストラリア州北部の伝統指向型の社会に積極的にコミットする。彼のこの行為は、アデレードといういわば異郷に移住した都市のアボリジニとして、自己を同定するために、別の地域の別の文化を習得しようとするものである。彼にとって辺境は、居住経験の有無とは無関係に、アイデンティティと深くかかわる二次的な出身地 [SCHWAB 1991: 80] をなすのである。

都市と辺境との文化的距離への対応からは、少なくともこの2つの辺境のアボリジニ観が明らかになる。しかし、それは人々がおかれた時代の状況につれて、変化してきた。たとえば長い同化策のあとの1960年代、都市の人々は自らを辺境の人々よりソフィスティケートされているとみなしていた [INGLIS 1961]。70年代になっても類似

した辺境のアボリジニ観のあったことが報告されている。いわゆるフリンジ・ドゥエラーを体験し、白人と結婚してポート・アデレード市に住んだ女性は、「多数の都市アボリジニは、北からやってくるトライバルな人々をこわがっている」と語っていた [KILLINGTON 1973: 91-92]。

3. 学 校 教 育

南オーストラリア州の学校制度では、プライマリー7年、セコンダリー5年（いずれも最低必要年限）で、カレッジを含むターシャリー段階の教育は3年以上となっている。この制度のもとでは、アボリジニ子弟だけを対象にした公的な学校教育はおこなわれなかった。彼らも白人の子弟も同じ学校にかよったのであり、アボリジニの子弟だけを対象にした教育はリザーブやミッションに限られていた。そこでの教育内容は、英語の読み書きと会話および算数が中心で、上述した Betty 氏や Judy 氏の発言にもあるように、この教育が彼らの伝統文化を破壊した主要な要因の1つとなった。

その Judy 氏と、同じく同化政策の時代に少女期をすごした Margaret 氏とは、ともに1950年代にハイスクールを卒業している。また前出の Marry 氏も、1960年代にアデレードでビジネス・カレッジをおえている。しかし、ハイスクール卒業という学歴の保持者はきわめて少ない。1970年当時、その割合は白人が約23%であるのに対して、アボリジニは約2%にすぎなかった。当時でもアボリジニの多くは進級が遅く、低学年のうちに学校をやめてしまう者が多かった [BOSTOCK 1977: 135, 138]。

そうしたなかで、比較的高い学歴をもつ人が女性であることは偶然ではない。ゲールによると [GALE 1972: 243-244]、男性は就学期間5～7年でプライマリー段階をやめてしまうことが多いのに対し、女性ではプライマリーからセコンダリー段階にかけて8年から10年以上就学する例が多いからである。1981年においても、セコンダリーの教育をうけるアボリジニ子弟への奨学金の受領者は、63%が女性によって占められている [BURGMAN 1982]。カレッジを卒業し、B. A. を取得した Elizabeth 氏は、彼らの社会におけるエリートというべきであろう。

そうした学歴や就学期間の長短は、都市に生きる彼らにとって、職業の選択にも影響を与えるなど、現実的な生活上の問題をもたらししている。その一方で一部の白人の間には、多文化主義とのかかわりのなかで、アボリジニに対するこの種の公的な学校教育のありかたへの批判が現れはじめている。それは彼らを能力にもとづいて個別化するものであり、白人中心的な価値を植えつける成績主義だとする批判である [MORRIS 1988: 71]。

4. New Australian と多文化主義

1949年、オーストラリア連邦が基幹労働者として受け入れた移民は約50万人、当時の総人口の6%に達した。彼らはその2/3が非イギリス系移民であり、多様な出身地の故に New Australian とよばれ、その後20年間にわたってオーストラリアの経済発展に貢献する [MOLONY 1987: 295]。

その New Australian について、上述した Margaret 氏は、ポーランド人との結婚もあってきわめて好意的である。しかし、これがそのまま当時の都市居住者の一般的な見解だったかどうかは疑わしい。南オーストラリア州北部出身の Robert 氏は、「彼らが私たちを差別しなかったとは思わない。彼らは私たちを平気でアボリジニとよんだ」という。自らを Nunga(s) とよぶアデレード在住者にとって、それは差別的な言葉であった。アボリジニという呼称そのものが、彼らにとっては、すでに述べたオーストラリア・アボリジニ史のなかから生みだされたものである。しかし移民は、そうした経緯をほとんど何も知らなかった。むしろ大多数のアボリジニにとって、多数の移民が都市に吸収され、仕事を、家をもったことのほうが問題であった。

いずれにしても、この大量移民の受け入れは、やがてこの国の社会や政治に変革をせまることになる。具体的にはそれは1970年代における多文化主義の台頭と、それを背景にしたアボリジニの土地権の承認として現れる [MORRIS 1988: 67]。

その多文化主義は、各々のエスニック・グループによる利己的プログラムの過度の強調を排したうえで、民族の多面的な結合をめざすものとして1975年に公表される。しかし、これについてもアデレードに住むアボリジニは否定的な見解をもっている。たとえば、前出の Marry 氏は、「この施策は移民を優遇するだけです。彼らの言語、音楽、食べ物、舞踊その他をオーストラリア人と同等に評価する。けれど、アボリジニの言語や文化の維持については、この施策は私たちを少しも勇気づけてくれない」と受けとめている。あるいはさきの Ngurunderi Council 所長 Johnny 氏はつぎのようにいう。「多文化主義からはじき出されているグループが1つだけある。それがアボリジニだ。私がそういうのは失業率の高さが証明しているからだ。このコミュニティの労働人口約2000人の50%が失業中だ。政府はアボリジニの失業率もその他のエスニック・グループの失業率も同じだというが、母数が違う。アンフェアというしかない」。多文化主義のもとでは、企業は一定の割合でエスニック・グループ出身者を雇用することが義務づけられているからである。

大量の移民がもたらした変革のもう1つはアボリジニの土地権の承認である。1976

年、連邦議会は Aboriginal Land Rights (Northern Territory) Act 1976 を全会一致で可決する。それが実際に施行され、アボリジナル・ランド・トラストと称されるアボリジニの土地財団が管理する地域が設定されるのは、1980年のことである。

これが注目されるのには、いくつかの理由がある。その1つは、この法律がノーザンテリトリー全域を対象に、アボリジニへの土地の返還請求権を認めたことである。2つめはそのアボリジニを以下のように規定したことであった。すなわちそれは「特定の土地について精神的な帰属意識をもち、アボリジニの伝統にしたがって、その土地の全域にわたって遊動する資格をもつこと」とした。さらに「アボリジニの伝統」については、「アボリジニまたは彼らのコミュニティないしグループがもつ伝承、儀礼、慣習、信仰であり、それらの根幹が人や場所、土地、事物あるいは親族関係のなかで機能していること」と規定した [NEATE 1989: 15]。これらの規定は、特定の土地とのかかわりのなかで自己の存在を確認してきた、いわゆる辺境のアボリジニの宗教および価値観を積極的に認めたものである。モリスはこれを、アボリジニ政策に導入されたエスニシティの例だとする [MORRIS 1988: 81]。

こうした動向は南オーストラリア州においても、1980年代の2つの土地権法の制定に反映される。それは The Pitjantjatjara Land Rights Act 1981 と The Maralinga Tjarutja Land Rights Act 1984 である。しかしこの2つの法律は、その名称が示すように、南オーストラリア州北部の個々のグループを対象にしたものであった。それ故にこれは都市の居住者にとって、ほとんど現実的な意味をもたなかった。

V. ま と め

都市に居住するアボリジニは、積極的な隔離から同化政策の時代に形成された。それ故に、たとえトライバルな社会の出身者であっても、彼らは自らが所属した文化と断絶することになった。そうした人々にとって自己の存在を保証したのは、近縁の親族や出身地である。この親族や出身地がもつ意味は、多文化主義政策のもとで、いま再びアボリジニであろうとする人々にとっても変らない。

そして彼らはアボリジニであることを、アボリジニの出自をもつことすなわち血と、その血が保証する他民族にはない Spirituality として認識する。その認識が、彼らのマナーや行動の総体としてのスタイルを確かなものとする。こうした精神的な裏づけをもつスタイル、シュワブの用例を借りれば Blackfella Way は [SCHWAB 1991]、アデレードに在住する人々の行動の規範とみてよい。アデレードのアボリジニ社会が閉

鎖性をもつのは、このためである。

その **Blackfella Way** は、イギリス系オーストラリア人における行動の様式、マイトシップ **Mateship** に対応させ得る。彼らはイギリスを離れてから今日までの間に、独立心と友情、相互扶助の意識を基礎にもつマイトシップという行動の様式を確立してきた。それはイギリス系オーストラリア人の生活の、少なくとも1つのよりどころであった。

このような視点に立てば、この **Blackfella Way** は、イギリス系オーストラリア人と同じ文脈において、アデレードに居住する人々の文化の創造の現れとみることができる。その文化に、辺境の伝統指向型社会との連続性や同質性を求める必要はない。それはあくまでも **Nunga(s)** の文化なのである。

付 記

この報告のもとになった資料は、文部省科学研究費補助金国際学術研究（共同研究 課題番号02044162）にもとづく調査によって得たものである。調査にご協力いただいた各位にお礼申しあげる。またこの報告の内容に関しては、国立民族学博物館の共同研究「世界の周辺諸民族の現在」（代表者清水昭俊教授）における発表で、班員各位から有益なコメントをいただいた。記してお礼申しあげる。

文 献

ARTHUR, B

- 1991 The Implications of the CDEP Scheme for the Economic Development and Employment of Islanders in the Torres Strait. *Journal of the Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islanders Studies* 1991 No. 1: 25-38.

BOSTOCK, W. M.

- 1977 *Alternatives of Ethnicity: Immigrants and Aborigines in Anglo-Saxon Australia*. Hobart: Cat and Fiddle Press.

BURGMAN, M.

- 1982 Black Sisterhood: the Situation of Urban Aboriginal Women and the Relationship to the White Women's Movement. *Politics* 17 (2): 23-37.

CDEP WORKING PARTY REPORT

- 1990 Community Development Employment Projects: Review of Funding and Administration. CDEP Working Party Report to the Review Steering Committee.

クラーク, M.

- 1978 『オーストラリアの歴史——距離の暴虐を超えて——』竹下美保子訳 サイマル出版会。

CLARKE, P

- 1991 Adelaide as an Aboriginal Landscape. *Aboriginal History* 15 (1-2): 54-72.

COWLISHAW, G.

- 1987 Colour, Culture and the Aboriginalists. *Man* 22 (2): 221-237.

- CREAMER, H.
 1988 Aboriginality in New South Wales: Beyond the Image of Cultureless Outcasts. In J. R. Beckett (ed.), *Past and Present: The Construction of Aboriginality*, Canberra: Aboriginal Studies Press, pp. 45-62.
- CUMMINGS, B.
 1990 *Take this Child: From Kahlin Compound to the Retta Dixon Children's Home*. Canberra: Aboriginal Studies Press.
- ECKERMAN, A. K.
 1977 Group Organisation and Identity within an Urban Aboriginal Community, In R. M. Berndt (ed.), *Aborigines and Change: Australia in the '70s*, Canberra: Australian Institute of Aboriginal Studies, pp. 288-319.
- ELKIN, A. P.
 1944 *Citizenship for the Aborigines: A National Aboriginal Policy*. Sydney: Australian Publishing Co. Pty. Ltd.
- GALE, F.
 1972 *Urban Aborigines*. Canberra: Australian National University Press.
- GALE, F. and J. WUNDERSITZ
 1982 *Adelaide Aborigines: A Case Study of Urban Life 1966-1981*. Canberra: Development Studies Centre, Australian National University.
- GOOT, M. and T. ROUSE
 1991 The 'Backlash' Hypothesis and the Land Rights Option. *Journal of the Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islanders Studies* 1991 No. 1: 3-12.
- INGLIS, J.
 1961 Aborigines in Adelaide. *The Journal of the Polynesian Society* 70 (2): 200-218.
 1964 Dispersal of Aboriginal Families in South Australia (1860-1960). In M. Reay (ed.), *Aborigines Now: New Perspective in the Study of Aboriginal Communities*, Sydney: Angus and Robertson, pp. 115-132.
- JENKIN, G.
 1979 *Conquest of the Ngarrindjeri*. Adelaide: Rigby.
- JONES, D. J. and J. H. HILL-BURNETT
 1982 The Political Context of Ethnogenesis: An Australian Example. In M. C. Howard (ed.), *Aboriginal Power in Australian Society*, St. Lucia: University of Queensland Press, pp. 214-246.
- KILLIGTON, G.
 1971 A Preliminary Survey of the World View of Urban Aboriginal People: Participating in the Community Development Program of the Port Adelaide Central Mission. University of Adelaide, Politics III Project, University of Adelaide. Unpublished Report.
 1973 Similer yet Distinctive: Aborigines in Urban Setting with Particular Reference to Adelaide. B. A. Thesis, University of Adelaide.
- LANGTON, M.
 1981 Urbanizing Aborigines: The Social Scientist's Great Deception. *Social Alternatives* 2 (2): 16-22.
- MOLONY, J.
 1988 *History of Australia: the Story of 200 Years*. Ringwood: Penguin Books Australia.
- MORRIS, B.
 1988 The Politics of Identity: From Aborigines to the First Australian. In J. R. Beckett (ed.), *Past and Present: The Construction of Aboriginality*, Canberra: Aboriginal Studies Press, pp. 63-85.
- NEATE, G.
 1989 *Aboriginal Land Rights Law in the Northern Territory: Volume 1*. Chippendale: Altanative Publishing Co-operative Ltd.
- PIERSON, J. C.
 1982 Aboriginal Power and Self-Determination in Adelaide. In M. C. Howard (ed.),

Aboriginal Power in Australian Society, St. Lucia: University of Queensland Press, pp. 184-213.

SCHWAB, R. G.

1991 The "Blackfella Way": Ideology and Practice in an Urban Aboriginal Community. Ph. D. Thesis, Canberra: Australian National University.

1991(1988) Ambiguity, Style and Kinship in Adelaide Aboriginal Identity. In I. Keen (ed.), *Being Black: Aboriginal Cultures in 'Settled' Australia*, Canberra: Aboriginal Studies Press, pp. 77-95.

THIELE, S. J.

1984 Anti-Intellectualism and 'Aboriginal Problem': Colin Tatz and the 'Self-Determination' Approach. *Mankind* 14 (3): 165-178.